

1 滑川市の気象災害情報

この年表の作成には「富山県気象災異誌」：富山地方気象台、「富山地方気象台異常気象報告」：富山地方気象台、「災害の記録（昭和45年から平成3年）」：富山県、「滑川の火災史」：滑川市消防本部を用いた。

年 月 日	種類	記 事
明治13年 11月27日 (1880)	高波	南西の暴風雨により滑川高月、東水橋沿海に高波が押し寄せ、家屋破壊多数、浸水家屋50余戸、船舶5艘破壊。
明治14年 6月15日 (1881)	火災	03時頃、滑川大町から出火。南風が強く 741戸焼失、死者4名。
明治20年 4月1日 (1887)	火災	12時頃、滑川領家町から出火。日本海に低気圧があつて南風が強く、411戸焼失。
明治26年 11月18日 (1893)	高波	03時頃、中新川郡滑川町に高波が押し寄せ、家屋全壊21戸、同半壊22戸、浸水家屋60戸、国道欠壊14間、波余堤防欠壊 420間の被害。 この他、同町付近の水橋町、早月加積村、西加積村では堤防破壊398間、杭木流失1,220本、田砂入4段、浸水家屋10戸の被害有り。
明治43年 8月29日 (1910)	竜巻	19時頃、上市方面に落雷、降ひょう、強雨を伴う竜巻が発生。中新川郡寺田村方面より弓庄、音杉、上市、宮川、白萩、南加積、東加積の各市町村を経て早月川に入つたと推定される。被害地は幅 1.5km、長さ12kmにわたり家屋、果樹、農作物に多大の被害有り。
明治45年 7月22日 (1912)	大雨	富山湾付近の地形性低気圧により県平野部 150mm、山間部で 250～300mmの大雨。県東部の諸河川洪水。県中・東部で死者21名、負傷者4名、家屋床上浸水 3,932戸、同床下浸水 3,170戸、流失全壊107棟、田畑流失 1,303ha、同冠水 2,850ha、橋梁流失 108カ所、堤防・道路損壊延長36,4km。
大正5年 12月29日 (1916)	高波	滑川町高月に高波が押し寄せ、高月海岸防波堤 295間欠壊、家屋全壊12戸、同半壊38戸、納屋全壊5棟の被害有り。
大正11年 10月20日 (1922)	高波	滑川町一帯の沿岸部に高波が押し寄せ瀬羽町、山王町、領家町、高月、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋で被害有り。
大正12年 1月2日 (1923)	高波	滑川町、水橋町に20尺の高波が押し寄せ、滑川町、早月加積村吉浦、浜加積村四ツ屋、水橋町に大損害を与えた。
大正13年 12月13日 (1924)	高波	12日22時頃と13日17時頃、下新川郡経田村海岸に、13日21時頃、新湊町放生津に高波が押し寄せ大きな被害有り。また、滑川海岸一帯も高波により民家浸水10戸、堤防7カ所 100余間欠壊した。
昭和2年 12月24日 (1927)	高波	日本海南部を通過した低気圧が三陸沖で発達した。このため富山湾東部沿岸に寄り回り波。滑川高月で死者1名、家屋浸水34戸。水橋で家屋半壊3戸、宮崎で国道36m損壊。
昭和4年 1月2日 (1929)	高波	富山湾一帯が高波に襲われ、特に水橋町で大きな被害があった。滑川町では納屋倒壊1棟、床下浸水50戸、道路欠壊 150mの被害有り。
昭和7年 11月14日 (1932)	強風 波浪	台風が東海沖を北東進。富山湾沿岸の氷見、伏木、新湊地区では被害大。滑川町一帯も被害を受け、30余戸が避難。
昭和8年 9月5日 (1933)	台風	台風が日本海南部を北東進。滑川町で納屋2棟倒壊、家屋浸水60戸の被害有り。
11月17日	高波	滑川海岸一帯に高波が襲い100余戸が浸水、家屋倒壊の被害有り。

年 月 日	種類	記 事
昭和9年 9月20 (1934) ~21日	台風	台風が21日05時頃、室戸岬に上陸、08時大阪を経て10時半頃富山を通過した。このため沿岸地域の新湊、伏木と礪波平野北部で被害が大きかった。中新川郡滑川町で住家6戸、非住家4棟浸水、防波堤決壊5カ所の被害有り。
昭和10年 11月12日 (1935)	高波	低気圧が北海道南東沖で発達し、このため富山湾に寄り回り波。伏木、新湊、四方、滑川の各町と倉垣村で被害大。死者1名、負傷者17名、住家流失全壊34戸、同半壊41戸、非住家全半壊 215棟、家屋浸水 395戸、防波堤欠壊 1,800m、道路損壊 1,100m、橋梁流失2カ所、漁船破損37隻。
昭和11年 4月5日 (1936)	高波	14時頃、滑川町高月領家一帯の海岸に寄り回り波が襲い、家屋浸水4戸有り。
昭和12年 12月2日 (1937)	高波	滑川町一帯に高波が押し寄せ、沿岸50mが通行不能となった。また氷見郡加納村で建設中の倉庫倒壊。
昭和14年 1月6日 (1939)	高波	05時頃、滑川町高月海岸を高波が襲い、破堤、浸水の被害有り。
8月5 ~6日	大雨	台風が関東から北西に進み日本海に抜けた。県東部山岳部で 200~250mmの大雨で上市川、片貝川、小矢部川が氾濫。下新川、中新川、西礪波、東礪波の各郡で被害。死者2名、橋梁流失1カ所、堤防決壊 640m、道路・石垣等損壊 130m。
昭和16年 9月19日 (1941)	高波	03時頃から北東の強風が吹き続き、富山湾に高波が押し寄せた。滑川町高月沖合の大網1統、魚網3統流出。
昭和19年 7月5日 (1944)	大雨	梅雨前線が活発となり、降水量は平野部で100~150mm、東部山岳で 250mm以上。県東部の中小河川が氾濫し流域に被害。家屋床上浸水 214戸、同床下浸水 903戸、橋梁流失9カ所、堤防・道路・護岸等の損・決壊 1,292m、田畑浸水 1,148ha。
昭和24年 4月3日 (1949)	強風	発達した低気圧が日本海を北東進。このため県東部に暴風有り。住家全壊3戸、同半壊6戸、非住家7棟の被害。
昭和25年 9月3日 (1950)	強風 大雨	台風（ジェーン台風）が紀伊水道から大阪湾をへて若狭湾に抜けた。富山の最大瞬間風速SSW34.5m/s。伏木SSW34.5m/s。高岡、射水、下新川の各市郡で被害が多かった。死者4名、負傷者 158名、住家全半壊 986戸、床上浸水27戸、床下浸水 1,095戸、非住家被害 897棟。道路損壊8カ所、橋梁流失61カ所、堤防決壊38カ所、山崩れ67カ所、電柱倒壊 360本、船舶流失6隻。滑川町、西加積村などで家屋損壊、立木倒壊等の被害がでた。
昭和25年 12月17日 (1950)	高波	06時30分頃、中新川郡滑川町高月西部および西加積村魚躬地内から高月海岸に貫流する上市川尻が高波のため砂利を高さ1間以上も打上げ川尻をふさいだ。滑川町地内で床下浸水住家7戸、納屋6棟、水産高校寄宿舎1棟。
昭和26年 11月27 (1951) ~28日	高波	発達した低気圧が日本海を通過、その後沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川、新湊、氷見の各市で家屋浸水 552戸（滑川 250）、防波堤決壊 190m。
昭和27年 11月28 (1952) ~29日	高波	太平洋岸を発達した低気圧が通過。このため28~29日にかけて富山湾では北東の風が強くなり、沿岸一帯に高波が襲った。滑川、新湊、堀岡、四方、魚津で家屋浸水 982戸、田畑冠水2ha。

年 月 日	種類	記 事
昭和28年 1月12日 (1953) ～13日	大雨 高波	二ツ玉低気圧の通過による大雨と暖気移流による融雪が重なり、東部の小河川は増水。上市川は滑川町高月や中新川郡西加積村で氾濫し床下浸水20戸、田冠水約25町歩。また富山湾では12日夜半からの北西強風による風波のため13日は沿岸一帯（特に東部沿岸）に高波が襲い、滑川、魚津の海岸に被害が集中した。
昭和29年 12月23日 (1954) ～24日	高波	23日午後から24日朝に富山湾一帯を高波が襲い、滑川市高月海岸護岸堤50m欠壊。
昭和30年 2月20日 (1955)	高波	低気圧が北海道付近で急激に発達（中心示度 982mb）。東部沿岸では高波により大きな被害。特に宮崎、境、泊は昭和4年来の大被害。滑川市今町、高月地区で住家30戸が床下浸水。
昭和31年 2月11日 (1956) ～12日	高波	11日夜から12日にかけて下新川郡黒東地区の海岸一帯に高波が押し寄せ、浜小屋の倒壊、田畑冠水などの被害有り。また滑川市沖合約150m海上で避難中の漁船に大波がぶつかり、2名が海上に投げ出され1名が死亡。
12月9日 ～10日	高波	9日夜半から10日未明にかけ富山湾は季節風が強まり、宮崎浜から氷見海岸線一帯に高波が押し寄せ、滑川浜、魚津浜、水橋浜、四方浜、新湊浜、氷見浜で被害有り。
昭和36年 1月26日 (1961) ～27日	高波	26日夜から27日にかけて富山湾沿岸に高波が押し寄せ、特に東部海岸で波が高く、滑川市、魚津市、朝日町、新湊市で被害有り。
6月27日	大雨	梅雨前線が南岸から北上し中部地方に停滞したため、県下全般に300～400mmの大雨。富山湾沿岸部に近い平野部と県東部で被害大。行方不明者1名、負傷者4名、住家全半壊49戸、同床上浸水 220戸、同床下浸水 2,018戸、水田流失埋没48ha、同冠水 5,568ha、道路損壊 106カ所、橋梁流失12カ所、堤防決壊 121カ所。
昭和38年 1月7日 (1963) ～8日	高波	7日夕刻、新潟県西部と富山湾一帯に高波が押し寄せ、滑川市、新湊市、入善町、朝日町で被害有り。
昭和38年 1月 (1963) ～2月6日	大雪 融雪	昭和38年豪雪。大陸の高気圧は1050～1060mbの強い勢力を維持し、一方、日本海では次々に低気圧が発達して通過、本邦は顕著な冬型の気圧配置が長時間持続した。最深積雪は、富山 186cm、伏木225cm（累年記録それぞれ第2位、第1位）。11～12日は、西部平野部で70cm、15～16日は、県下全般に40～60cm、18～19日は、山沿地方で60～90cm、21～22日は、県下全般に30～60cm、23～26日は、県下全般に連日30～70cmの降雪があり、その後、2月2日から融雪による浸水被害が加わり、大きな被害となった。県下全般で死者13名、負傷者31名、行方不明1名、住家全壊46棟（滑川1）、同半壊28棟、同一部損壊2棟、同床上浸水 122棟、同床下浸水 822棟、非住家被害 138棟（滑川4）、橋梁流失1カ所、山崩れ1ヶ所。北陸本線23～28日ほぼ全面運休。
昭和44年 8月10日 (1969) ～11日	大雨	北陸地方に前線が停滞し、各地に大雨。県西部で150～200mm、東部平野部200～300mm、東部山岳部で 1,000mmに達する豪雨となった。県東部の大小河川は洪水となり、県東部を中心に 200億円を超す大被害となった。死者5名（滑川2）、負傷者24名、行方不明者1名、住家全壊50棟、同半壊92棟（滑川24）、同一部破損 121棟、同床上浸水 2,132棟（滑川 666）、同床下浸水 7,470棟（滑川 1,126）、

年 月 日	種類	記 事
昭和45年 2月1日 (1970) ～2日	高波	1月31日台風並に発達した低気圧が本州南岸を北東進し、三陸沖でさらに発達、中心気圧 966mbとなった。このため滑川市、黒部市、入善町、朝日町の沿岸に寄り回り波が押し寄せ被害が多数発生した。負傷者10名、住家半壊18棟、同一部破損4棟、床上浸水 236戸、床下浸水 156戸、非住家損壊 107棟、船舶流失8隻、田畑冠水 186ha、堤防決壊18カ所。
3月18日	高波	17日夜から18日朝にかけ、滑川市高月町西部地内の海岸に寄り回り波が押し寄せ、護岸堤防沿いの水産加工場が全壊し、その両隣の民家と高月西部公民館一部損壊。
11月13日	高波	12日17時頃から13日早朝にかけ滑川市高月海岸に寄り回り波が押し寄せ、高月町、加島町にかけての海岸を襲い、住宅一部破損、家屋浸水の被害有り。
昭和46年 6月12日 (1971)	大雨	梅雨前線の活動が北陸地方で活発化し、11日から12日にかけて大雨。平野部で100～150mm、山沿い・山間部で200～300mmとなり、黒部川、黒瀬川、高橋川、早月川など警戒水位を突破。12日06時頃、滑川市内の中川が増水し、浜町地内の護岸道路決壊。
7月24日 ～26日	大雨	「戻り梅雨」により富山県内は23日夜から24日早朝にかけ強い雷を伴った大雨が降り、各地の河川が増水し被害があった。滑川市では住家床上浸水4棟、同床下浸水 130棟。
昭和47年 4月1日 (1972) ～2日	高波	2日01時頃から05時頃にかけ滑川市の海岸一帯に高波が押し寄せ、住家一部破損2棟、同床上浸水3棟、同床下浸水8棟の被害有り。
8月3日	火災	00時20分頃、瀬羽町から出火。西風が強く (5.6m/s) 全焼12棟、半焼5棟、部分焼その他16棟、焼失延べ面積 2,329㎡であった。
12月2日 ～3日	高波	日本海低気圧が北海道付近で急速に発達。強い季節風の吹き出しによる高波と雷により滑川市、氷見市、朝日町で被害有り。死者1名、負傷者10名、住家全壊5棟、同半壊35棟、同床上浸水18棟、同床下浸水68棟、農地被害16.6ha。
昭和51年 8月14日 (1976)	大雨	前線が日本海中部に停滞、台風13号の影響による湿潤な空気の流失と、北方寒気の南下のため前線活動が活発となりゆっくり南下、沿岸部を中心に大雨となった。降水量は、富山 137mm、氷見 221mm、魚津 210mm、伏木 184mm、立山 287mmで県下全般に被害。死者4名、負傷者1名、住家全壊6棟、同半壊15棟、同床上浸水 101棟（滑川4）、同床下浸水 1,769棟（滑川 294）、耕地流失12ha、同冠水 1,074ha、道路損壊39カ所、橋梁流失1カ所、山・がけ崩れ94カ所。
昭和54年 3月31日 (1979) ～4月1日	高波	発達した低気圧が日本海を通過後、富山湾沿岸に寄り回り波が押し寄せた。滑川市高月海岸で死者4名、堤防決壊2カ所。
昭和55年 10月25日 (1980) ～28日	高波	25日夜から吹き始めた南西の強風のため、富山市、滑川市沿岸に高波が押し寄せ、護岸堤などに被害有り。
12月24日 ～25日	高波	北よりの季節風が強まり、滑川市、入善町、朝日町に高波が押し寄せ、漁港などに被害有り。
12月27日 ～	大雪	昭和56年豪雪。北半球 500mb面では3波数循環の大雪型が続き、地上ではシベリヤ高気圧が発達し顕著な冬型の気圧配置となった。強い寒波は12月27～30日、1月2～8日、1月10～14日の3回来襲した。最深積雪は平野部150～200cm、山沿い200～250cm、山間部300～
昭和56年 1月20日 (1981)		

年 月 日	種類	記 事
昭和56年 7月1 ～3日	大雨	上市 260cm、利賀 430cmの積雪を記録し、降雪の深さでは利賀で5日98cm、福光で5日75cm、八尾で12日75cm、富山で29日62cm。 全県で雪圧による家屋の倒壊や除雪事故、雪崩等による死者が急増した。死者12名、負傷者 731名（滑川6）、住家全壊5戸、同半壊34戸（滑川1）、同一部破損 761戸（滑川1）、同床上浸水 101戸（滑川1）、同床下浸水 1,338戸（滑川 134）、非住家全壊 124棟、その他 814棟、公共用建物42カ所、その他農・林・水産業関係にも多大の被害が発生した。交通関係では北陸・高山本線全面不通、遅延、全日空欠航、富山地方鉄道関係も大きな被害を受けた。電力通信関係では送電鉄塔11基倒壊、ほかに断線、電柱折損等の被害。 梅雨前線の活動が活発化し、1日夜半過ぎから3日にかけて大雨となった。2日、滑川市の中川が氾濫し住家床上浸水1棟、同床下浸水 128棟、道路欠損の被害があった。
昭和58年 7月20 (1983) ～27日	大雨	本州に停滞していた梅雨前線の活動が活発となり、20日～27日にかけて断続的に雨が降り続き梅雨末期の大雨となった。この間の総降水量は富山 332mm、伏木 327mm、泊 312mm、氷見 281mm、魚津 383mm、礪波・八尾 261mm、上市 404mm、福光 273mm、立山 1,060mmの大雨となり、家屋一部破損4棟、同床下浸水 180棟（滑川23）、田畑冠水 671ha、河川 215カ所、道路 178カ所の被害を受けた。
8月21 ～22日	大雨	本州付近は弱い気圧の谷となり日本海上空に寒気があり、大気が不安定となったため21日夜、県西部を中心に大雨となった。床上浸水12棟、床下浸水 683棟（滑川7）、また利賀村栃原の国道 156号の路肩が崩れたほか、谷水の出水で道路が冠水して一時不通となった。
昭和59年 1月25日 (1984) ～3月23日	大雪	昭和59年豪雪。冬型の続いた1～3月にかけ数波にわたって強い寒波が襲来し、富山の降雪量合計が 692cmに達し、56豪雪に近い大雪に見舞われた。雪害状況は死者21名、負傷者87名、住家全壊3棟、同半壊1棟、同部分壊32棟、床上浸水16棟、床下浸水 216棟（滑川3）であった。
昭和60年 1月4 (1985) ～31日	大雪	第1級の寒波に見舞われた県内は東部、山間部を中心に断続的に雪が強く降り、特に上旬、中旬の中頃と月末にかけて大雪となった。富山市では30日21時には最深積雪 139cmとなり今冬最高を記録、昭和59年豪雪の 122cmを上回り、富山地方気象台統計開始以来、月として累年順位5位の記録となった。この大雪により死者6名、負傷者62名、住家半壊1棟、同一部破損 168棟、同床上浸水3棟、同床下浸水 244棟（滑川5）、非住家 150棟の被害。国鉄、富山地鉄、全日空など交通機関は運休や遅延など相次ぎ、また北陸自動車道では通行障害のため混乱した。
7月7 ～8日	大雨	北陸地方に停滞していた梅雨前線は、8日の明け方から昼頃にかけて県内を南下した。7日夕方から本降りになった県下の雨は8日夜まで続き、総雨量は県東部と氷見方面で多く、宇奈月 278mm、立山 251mm、泊 218mm、氷見 175mmに達した。このため県東部を中心に堤防決壊8カ所、住家床上浸水7戸、同床下浸水 334戸（滑川34）等の被害があった。
昭和61年 8月23	大雨	日本海中部の低気圧から南に伸びる寒冷前線が23日夜から24日朝に

年 月 日	種類	記 事
昭和62年 4月21日 (1987)	強風	雨が降り、富山市で24日01時に、上市町では05時にそれぞれ1時間の雨量が40mmを超えたほか、各地に強い雨を降らせた。総雨量は10～50mmの所が多かったが、富山市や上市町では120mmを超えた。この雨で富山市内等を中心に浸水するところが続出、床上浸水5棟、床下浸水334棟（滑川108）をはじめ道路損壊、田畑冠水等の被害が発生した。
9月18 ～19日	大雨	21日09時、朝鮮半島の北部にあった低気圧は発達しながら日本海を北東進し、22日09時には宗谷海峡の西に達した。このため県内は21日の午後から22日の午前中にかけて、南よりの強風が東部の平野部を中心に吹き荒れ、富山市では最大風速が19.1m/sに達し、また最大瞬間風速は4月の極値となる34.5m/sを観測した。この強風のため11人（滑川3）が負傷、家屋の一部破損8棟、ビニールハウスの全壊232棟などの被害が発生した。
昭和63年 4月12日 (1988)	強風	17日～19日は台風第13号が日本の東海上をゆっくり北東に進み、また、上空には寒気が流れ込んで大気の状態が不安定となった。このため17日の昼頃から19日の昼頃まで東部を中心に1時間20～30mmの強い雨が断続的に降った。滑川市では18日05時頃から強く降り、中心部を流れる沖田川、中川、田中川など小河川が溢れ、田中、河端、晒屋通り、下小泉、寺家、神家、田中新、下島の各町内で202世帯の床上・床下浸水があった。
10月29 ～31日	高波	12日、前線を伴った低気圧が日本海北部を発達しながら北東に進んだ。このため県内は未明から夜半にかけて南よりの強風が吹き荒れ、ビニールハウスの破損、送電線障害のため停電等の被害が発生した。また北陸自動車道の滑川－礪波インター間は強風のため上下線とも通行止となった。
平成元年 5月14日 (1989)	落雷	29日から30日にかけて北海道の東海上で低気圧が台風並みに発達し、また大陸の高気圧が日本付近に張り出し、強い冬型の気圧配置が続いた。このため日本海北部では強い季節風が吹き荒れ、これに伴って発生した風浪が寄り回り波となって県東部の海岸を中心に押し寄せた。このため、朝日町境海岸で堤防の一部が陥没したり、小型漁船が飛ばされるなどの被害がでたほか、富山市で水産業施設、滑川市で堤防、入善町で漁港施設などに被害が発生した。
平成3年 2月16 (1991) ～17日	高波	寒冷前線が日本海を南下し、前線の通過した14日夕方には落雷となり、滑川市の農業用水路で被害があった。
6月12日	竜巻	冬型の気圧配置が強まった影響で強風が続き、海上では風浪が高く なって県東部沿岸に高波が押し寄せた。このため16日16時50分頃滑川市高塚で高波により住宅7棟が床上・床下浸水し、その後片付けをしていた主婦が護岸堤を乗り越えてきた波に巻き込まれ、頭を強く打って意識不明の重体となり、パトロール中の消防署員も腕などに軽傷を負った。その他、県東部を中心に護岸、離岸堤、防波堤等に大きな被害が発生した。
		寒冷前線が日本海沿岸に停滞し、その前線に向かって南風が吹き込んでフェーン現象となり、大気の状態が不安定となっていた。13時頃県西部で発生した雷雲が発達しながら北東進、13時30分から50分

年 月 日	種類	記 事
平成 3 年 9 月 27 (1991) ~28 日	台風	た。滑川市江尻では倉庫新築現場の足場が強風によって倒れ、J R 北陸本線の架線を切断したため、電車13本に最高 2 時間30分の遅れがでた。 大型で非常に強い台風19号は、長崎県佐世保市の南に上陸し、勢力を保ちながら日本海を北東進、28日02時に輪島市の北西 170kmを通過した。県内では台風の接近に伴い、27日夕方から次第に風が強まり、21時頃から各地で 10m/sを超え、28日01時~04時にかけて突風を伴った 15m/s以上の暴風が吹き荒れた。このため家屋の損壊や飛来物が当たる等 6 市町で12名（滑川 1）が負傷、住宅の損害は17市町村で 149棟に及んだ。
10月 12 ~15 日	大雨	台風23号が本州南岸の秋雨前線を刺激しながら伊豆諸島から三陸沖に進んだため、12日夜から13日にかけて時折激しい雨が降った。また上空に徐々に寒気が流れ込んで弱い冬型の気圧配置となり、大気の状態が不安定となった14日の夕方に雷を伴った強い降雨があった。このため住家床上浸水 1 棟、同床下浸水55棟（滑川 1）、田畑冠水等の被害が発生した。
平成 5 年 7 月 12 日 (1993)	大雨	梅雨前線が北陸付近で停滞し、活動が活発となったため、12日朝には 1 時間20~30mmの強い雨が降り、12日00時~08時までに魚津で72mm、富山で68mmの雨量に達した。日中は小康状態となったが、夕方から14日にかけて断続的に雨が降り、12日から14日にかけての総雨量は立山 344mm、宇奈月 194mm、平 167mmの大雨となった。この雨で富山市41棟、魚津市 6 棟、滑川市 3 棟の床下浸水が発生し、魚津市で護岸決壊 1 カ所のほか、県内で 4 カ所の道路欠損があった。
平成 7 年 7 月 3 日 (1995)	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、局地的に短時間に激しい雨が降った。滑川市では住家床上浸水 1 棟、路肩崩壊 2 カ所、水路欠壊 1 カ所の被害が発生した。
7 月 11 ~12 日	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、県東部を中心に雷を伴い短時間に激しい雨が降った。滑川市では床下浸水 2 棟（非住家 1）、道路崩壊 9 カ所、水路欠壊 3 カ所、田冠水等の被害が発生した。
平成 8 年 1 月 30 ~ 5 日	大雪	ここ数年来の暖冬傾向から一転し、冬型の気圧配置が続き、上空に強い寒気が流れ込んだため、県内では雪が降り続いた。滑川市では 2 日午前 9 時に最大積雪量78cmを記録。昭和61年以来10年ぶりの大雪となった。
平成 8 年 6 月 24 ~26 日	大雨	梅雨前線が北陸付近に停滞し、活動が活発となり、局地的に短時間に激しい雨が降った。滑川市では24日午前 5 時から26日午前 9 時までの雨量は 188.5mmを記録。特に、25日午前 7 時~8 時までの 1 時間で、18.5mmの激しい雨が降った。上市川、早月川は警戒水位を超え、関係機関が警戒にあたった。この雨で、林道法面 2 ヶ所、農地畦畔 5 ヶ所、J R 駅前広場冠水、田畑冠水 4 ヶ所等の被害が発生した。

年 月 日	種類	記 事
平成8年 7月3日 (1996)	落雷	3日の日中は、気圧の谷が通過し、上空に冷たい空気が流れ込んだため、大気の状態が不安定となった。このため、県内は昼前頃から夕方にかけて激しい雷雨となり、西部の山沿いでひょうも降った。富山市では、12時07分から同32分にかけて落雷があった。このため、県東部で落雷による停電等の被害が相次いで発生した。富山市弥生町、南田町、向新庄、浜黒崎の5,793戸が停電。雄山町、西公文名、旭町3か所の交差点の信号がストップした。 また、12時45分頃には水橋五郎丸の民家の杉に落雷があり、杉の一部を変色させた。このほか、滑川市辰野では、13時35分頃空き工場の屋根に落雷して約1平方メートルを焼き、魚津市では、小川寺、日尾などで停電し、320戸が影響を受けた。また、城端町と利賀村の一部では、正午前局地的に大粒（直径2cm前後）のひょうが降り、白ネギを折損させる等の被害があった。
平成9年 1月7日 (1997)	波浪	7日の朝は、冬型の気圧配置で午前7時過ぎ頃、秋田県付近に進んだ低気圧に伴う寒冷前線が通過。このため、県内は南のち北の風が強く、東部の沿岸海域は、午前8時頃から急速に大荒れの状態となった。7日午前9時半頃、魚津市経田西町の海岸から約50m沖（経田漁港白灯台付近）で小型の漁船が高波を受けて転覆。乗っていた2人が死亡した。
平成10年 7月9日 (1998) ～10日	大雨	9～10日にかけて、日本海から北陸地方を経て日本の東海上に達する停滞前線の活動が活発となった。県内では9日15時～10日9時にかけて、時間雨量10～30mmの強い雨が断続的に降り続き、宇奈月では2日間の雨量が250mmを超えた。住家関係は、黒部市(4)・魚津市(1)で床上浸水5棟、滑川市(47)・黒部市(19)・魚津市(24)・立山町(1)・宇奈月町(1)で床下浸水92棟。鉄道関係では、富山地方鉄道の宇奈月町内山駅で線路約100mが、深さ10cmまで冠水し、土砂などが線路をふさぎ上下線合わせて14本がストップした。
7月30日	大雨	30日上空に寒気を伴った低気圧が北陸地方を通過し、大気の状態が不安定となった。県内では、30日の5～8時にかけての短時間に東部を中心に強い雨が降った。住家関係は、魚津市(4)・婦中町(4)で床上浸水8棟、魚津市(110)・立山町(31)・婦中町(13)・細入村(1)で床下浸水155棟。鉄道関係では、北陸線の魚津駅上り線が冠水し、魚津－黒部駅間で急行1本、普通4本が区間運休した。また、高山線でも普通5本が運休した。
平成11年 9月15日 (1999)	大雨	15日は、北陸地方をゆっくり南下した秋雨前線が台風16号の接近に伴い活動が活発となり、県内では多い所で200mmを超える大雨となった。家屋の被害は、富山市で1棟、婦中町で1棟、利賀村で1棟、合計3棟が床上浸水し、富山市で5棟、魚津市で2棟、滑川市で7棟、大沢野町で4棟、上市町で3棟、立山町で2棟、八尾町で1棟、婦中町で1棟、山田村で2棟、合計27棟が床下浸水したほか、6市町村で合計16.75haの田畑が冠水した。交通被害は、JR高山線の東八尾－楡原駅間の運転を見合わせ特急列車7本と普通列車36本が運休した。
平成13年 1月12日 (2001) ～18日	大雪	12日～18日にかけて千島付近に発達した低気圧が停滞し、日本付近は強い冬型の気圧配置が続いて強い寒気が次々と流れ込んだ。12日～14日は山雪型の降り方だったが、15日～16日は里雪・山雪型に変わり、特に沿岸部の魚津・氷見で強い雪が降った。人的被害は、14日7時30分頃福光町開発で、15時30分頃滑川市北野でそれぞれ1名が誤って用水に転落し死亡した。また、屋根の雪下ろし中に屋根からの転落（14日高岡市石瀬、17日滑川市下大浦、入善町入善、19日魚津市本江新町）や小型ロータリー除雪機のローターに足を巻き込まれる等で9名が重軽傷を負った。滑川市、魚津市、富山市、立山町、

年 月 日	種類	記 事
平成13年 6月29日	大雨 雷雨	入善町で除雪した雪が側溝等にたまったまま解けず住宅等の床下浸水が発生した。交通機関では、道路では車が渋滞しスリップ事故が多発した。ＪＲ北陸本線では、15～18日にかけて全区間運休や区間運休が相次ぎ、17日には15年ぶりにすべての特急が運休した。富山空港では、視界不良等で14日を中心に欠航が相次いだ。電力関係では、17日に氷見市仏生寺脇之谷内等で約900戸、小矢部市了輪で約50戸、利賀村百瀬で約500戸が未明から早朝にかけて停電した。水道関係では、富山市、高岡市で水道管の破裂や凍結が起きた。農業関係では、ビニールハウスの倒壊が朝日町、滑川市、氷見市を中心に13市町村で79棟が全半壊した。また、7市町村で果樹の主枝折損等の被害が発生した。林業関係では、小矢部市スギ1,000本、黒部市でスギ200本が折損する被害が発生した。 29日の県内は上空に寒気を伴った気圧の谷が通過し、大気の状態が非常に不安定となり、未明から朝のうちにかけて沿岸部を中心に局地的に雷を伴った激しい雨が降った。高岡市伏木の最大1時間降水量は74.5mm、最大10分間降水量は18.5mmを観測し、共に伏木の6月の第1位を更新した。また、日降水量は130.5mmを観測し、6月の第2位となった。床上浸水3棟（富山市1棟、高岡市2棟）、床下浸水669棟（富山市14棟、高岡市178棟、滑川市457棟、入善町16棟、福岡町4棟）、高岡市万葉ライン城山付近で幅20メートルにわたって土砂崩れ、林道岡田線の路面欠損、太田渋谷川で土石流が発生。魚津市市道金山谷稗島線で高さ7メートル、幅15メートルにわたって法面が崩壊し道路をふさいだ。滑川市市道改養寺森野新線が20メートルにわたって欠損。福岡町宅地法面が崩壊、滑川市で落雷による出火により納屋の一部と住宅屋根裏の一部を焼いた。高岡市で午前3時頃から1時間にわたって約1,700棟に停電。富山市で道路冠水（岩瀬天神町地内、岩瀬古志町地内、水橋市江新町地内、水橋東出町地内）、ＪＲ氷見線雨晴駅付近の信号機が落雷の影響で故障し列車2本が最大48分の遅れ。北陸本線は14本が最大112分の遅れ。滑川市など3市1町の水稲5.8ヘクタール、大豆畑31ヘクタールが冠水。
平成13年 8月4日	大雨	4日の県内は三陸沖の低気圧から延びる寒冷前線が北陸地方を南下したため、県東部で1時間に20～30mm強い雨が降った。朝日町で町道湯ノ瀬北又線の越道峠付近で土砂崩れが発生し、一時通行止めになった。
平成14年 1月7日 (2002) ～8日	強風 雷	日本海を発達した低気圧がゆっくり北東に進んだ影響で県内では、7日夜になって南西から西よりの風が強まった。8日後半には低気圧は北海道に進み上空に寒気が流入して冬型の気圧配置が強まった。8日は富山空港では、雪による上空の視界不良のため富山発着の合計7便に最大1時間半の遅れが出た。また、高速道路では、北陸、能越、東海北陸の各自動車道で50kmに速度規制されたほか、19時頃富山地方鉄道の稲荷町一越中三郷駅間の12の踏切が落雷のため故障し、約2時間10分にわたって遮断機が下りなくなり、踏切前で一時停止して運行したため、電車4本のダイヤが乱れ、最大40分の遅れが出た。ＪＲ高山線では、7日16時20分頃笹津駅で風速25m/sを記録したため、越中八尾ー猪谷間の運転を21時40分まで見合わせ、特急列車2本が富山ー猪谷間で区間運休、普通列車8本が運休または区間運休となった。
平成14年 3月21日	強風	寒冷前線を伴った発達中の低気圧が日本海北部を通過して、南よりの強い風が吹きフェーン現象となった。この強い南よりの強風で、砺波市苗加の民家の納屋のトタン屋根の一部も飛ばされた。また、ＪＲ高山線笹津駅で風速25m/sを記録したため、同線の富山ー猪谷と富山港線の富山ー岩瀬浜間で一時

年 月 日	種類	記 事
平成14年 10月15日	大雨 雷雨	運転を見合わせた。特急列車4本、普通列車6本が運休や区間運休した。活動が活発な前線を伴った低気圧が日本海を東に進み、夜には寒冷前線の通過により天気が急激に変化して雷や強風を伴った天気となった。婦中町で208戸、富山市で100戸、滑川市で66戸が落雷のため高圧線の断線などで最大2時間余り停電した。
平成15年 8月31日 (2003) ～9月1日	大雨 落雷	前線が北陸付近に停滞し、県内で大雨となった。この影響で床下浸水が高岡市で18棟、魚津市で4棟、氷見市で19棟、滑川市、入善町、小杉町で1棟。道路冠水が高岡市で8か所、氷見市で5か所。土砂崩れが魚津市で4か所、高岡市で2か所、福光町、黒部市、氷見市で1か所。河川堤防破損が黒部市で1か所の被害が発生。また、河川が氾濫し、高岡市、福光町、魚津市であわせて0.29haの田畑に浸水や土砂侵入の被害が発生した。このほか、高岡市では落雷により264世帯が停電し、J Rの運休2本、遅延6本、航空機の遅延1便などの影響が出た。
平成16年 2月4日 (2004) ～8日	大雨 落雷	2月4日から8日にかけて強い冬型の気圧配置となり、5日9時には輪島上空に-38.7度の寒気が流入し、県内は大雪となった。7日富山の降雪量(当9時～翌9時)は52cmに達し、アメダスの積雪観測では猪谷の134cmを最大に魚津、伏木、富山、砺波で50cmを超えた。この大雪のため、大島町の男性が除雪中に用水に転落し死亡、大山町と八尾町では男性が屋根の雪下ろし中に転落し1名が重傷、1名が軽傷を負った。また、大沢野町では投雪により用水が溢れ住家2棟が床下浸水し、八尾町では屋根に積もった雪の重みで非住家1棟が倒壊。大門町では落雷のため民家の一部が焼ける被害があった。J Rでは除雪作業等のため運休20本、遅れ9本、航空関係では欠航22便、遅れ7便の影響が出た。
平成16年 4月2日	強風	発達した低気圧が日本海沿岸を北東に進んだ影響で県内で強風が吹き、最大瞬間風速は、富山で11時54分に27.7m/s、伏木で13時1分に26.9m/sを観測した。J Rでは強風のため運休6本、遅れ3本の影響が出た。
平成16年 8月19日 ～20日	強風 高潮	台風15号が19日に日本海を東北東に進み県内に夜半頃接近。20日には東北地方に上陸後太平洋に抜け北海道の南海上を東に進んだ。台風15号による強風等の影響で19日及び20日には高潮により新湊市で床下浸水や道路及び水田約0.6haの冠水。高岡市では道路及び水田約50㎡の冠水。富山市及び氷見市では道路の冠水があった。また、県東部を中心に果樹の落下被害がみられた。また、強風による停電が県内で500戸あった。
平成16年 8月30日 ～31日	強風	台風16号は九州に上陸した後、山口県を通り日本海へ抜け、北東に進み北海道に再上陸した。県内には31日明け方頃最接近した。この台風の影響で、氷見市などで建物の屋根が飛ぶ被害が発生したほか、福光町、氷見市で倒木による道路の通行止め、富山市などで果樹の落下や稲の倒伏、ビニールハウスの破損などによる農作物への被害が生じた。また、県内1,539戸で停電となったほか、交通機関に運休、遅延が生じた。
平成16年 9月7日 ～8日	強風 高潮	台風18号は、7日9時半頃長崎市付近に上陸し、その後日本海へ抜け北東に進み秋田沖を経て北海道の西海上を北上した。富山県には7日21時頃最も接近した。台風の強風により重傷者が上市町2名、八尾町1名、福光町1名、6市町で軽傷者15名(滑川市1名)の人的被害があった。また、10市町村で住家の一部損壊(滑川市3棟)、11市町村で非住家の一部損壊(滑川市9棟)などの被害があった。強風によりごみが用水をせき止めた影響で富山市で床下浸水2棟の被害があった。交通機関では砺波市や氷見市で国道、県道及び

年 月 日	種類	記 事
平成17年 7月11 (2004) ~12日	大雨	主要地方道の一部通行止めや航空機の一部欠航、ＪＲや富山地鉄で遅れや運休があった。富山市他15市町村で8,800戸の停電があった。
平成17年 8月6日	大雨 落雷	山陰から北陸にかけて梅雨前線が停滞し、この前線に向って暖かく湿った空気が流れ込み前線の活動が活発となったため各地で大雨となった。このため、魚津市、高岡市、氷見市、入善町で床下浸水の被害があり、高岡市や氷見市などでは斜面崩壊や土砂崩れなどの被害があった。
平成17年 8月15 ~18日	大雨	県内は6日夕方、広い範囲で激しい雷雨に見舞われた。富山地方鉄道「電鉄魚津駅」に停車中の上り列車（2両編成）の車両2両目に落雷。2両目のパンタグラフから出火し、2両目のパンタグラフと台車が焼損。内部の焼損なし。人的被害なし。地鉄本線は、黒部駅～上市駅間で上下線とも終日不通となった。
平成17年 8月19日	大雨 落雷	上空に寒気を伴った気圧の谷の影響で、大気の状態が不安定になり各地で局地的な激しい雨が降った。県内の交通機関も遅延や不通になるなどの被害が発生した
平成17年 12月26 ~31日	大雪	南から湿った暖かい空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり局地的に激しい雷雨となった。このため富山市、魚津市、立山町、舟橋村などで落雷により1,700戸が停電した。日本海ある発達した低気圧が南下しながら通過し、また上空には強い寒気が入り込み大気の状態が不安定になった影響で、県内では強い風が吹き、所々で雷が発生した。このため魚津市では強風にあおられて女性1名が転倒、重傷を負った。富山市、高岡市、南砺市では落雷により民家が破損するなどの被害が発生した。その他、高岡市、入善町で合わせて約380戸で停電し、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た。
平成18年 1月3 (2005) ~12日	大雪	県内は強い冬型の気圧配置となったため大雪となった。各地で屋根の雪下し中の転落や転倒によるけが人が相次いだ（滑川市3人）。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た
平成19年 2月14日 (2007)	強風	県内は強い冬型の気圧配置により県内各地で家屋倒壊等の大雪による被害が発生した。その他、交通機関にも運休や遅延などの影響が出た
平成19年 3月25日	地震	25日9時42分に能登半島沖（北緯37.2度、東経136.7度、深さ約11km）で地震（マグニチュード6.9）が発生し、富山市、滑川市、舟橋村、氷見市、小矢部市、射水市で震度5弱を観測した。この地震により、県内では、滑川市において人的被害はなかったが、富山市で1名が重傷を負った。高岡市（6名）、魚津市（2名）、射水市（名）、氷見市（1名）、小矢部市（1名）が軽傷を負った。滑川市では、エレベーター停止等が発生したが、津波による被害はなかった。
平成19年 7月16日	地震	16日10時13分に新潟県上中越沖（北緯37.3度、東経138.3度、深さ約17km）で地震（マグニチュード6.8）が発生し、舟橋村、氷見市で震度4、滑川市をはじめその他全市町村で震度3を観測。この地震による被害は高岡市での軽傷1名のほかは見られなかった。
平成20年 2月24日 (2008)	高波	23日低気圧が日本海中部を発達しながら東北東に進み、24日に三陸沖に抜け、日本付近では冬型の気圧配置が強まった。この発達した低気圧の影響で、23日から24日にかけて風が強く、富山県の沿岸では24日の明け方から波が高くなった。この高波により射水市（1名）、入善町（1名）で死者が出た。

年 月 日	種類	記 事
		特に被害が集中していた入善町及び黒部市では家屋の全半壊、床上・床下浸水など高波による住宅被害が多数発生した。滑川市では人的被害はなかったが、海岸の防風柵全壊、漁業関係者の刺し網など漁具の被害が出た。

1-2 富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

本県に係る歴史地震は、下表のとおりであり、中でも特に 1586 年の天正の大地震と 1858 年の安政の大地震は大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめていないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863(貞観 5)		7 以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586(天正13)	(飛騨白川谷)	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	(5～6)
1662(寛文 2)	(琵琶湖付近)	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	(5)
1668(寛文 8)			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707(宝永 4)	宝永地震	8.4	家屋倒壊、展水桶ことごとく転倒す	(5～6)
1858(安政 5)	飛騨地震	7.0～7.1	大鷲・小鷲崩壊、洪水、	(5～6)
〃	(大町付近)	5.7	流出家屋多し	—

(「震編日本被害地震騒乱〔増補改訂版〕宇佐美達夫、1996 年」)

● 天正の大地震

- ・ 1586 年 1 月 18 日 (天正 13 年 11 月 29 日) 発生、M7.8 の規模
- ・ 北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生
- ・ 富山県内で被害：高岡市福岡町の木舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

● 安政の大地震

- ・ 1858 年 4 月 9 日 (安政 5 年 2 月 26 日) の真夜中発生、M7.0～7.1 の規模
- ・ 震源：跡津川断層とみられている。
- ・ 震度 5 以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・ 富山県内での被害：県党部は震度 6 で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者 36 名。県西部では、震度 5 で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立山カルデラでは、大鷲・小鷲の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約 2 週間後に長野県大町近くで発生した M5.7 の地震の振動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等 1,612 戸、死者 140 人にのぼった。

(「地震を視る」富山県〔立山博物館〕、1993 年)

1－3 震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	主な県内の被害等	主な県内の震度
1933(昭和 8)	七尾湾	6.0	傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木 4
1944(昭和 19)	東南海	7.9	不明	富山 4
1948(昭和 23)	福井	7.1	西部で被害	富山 4
1952(昭和 27)	大聖寺沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良 4
1993(平成 5)	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木 4
2000(平成 12)	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部 4
2007(平成 19)	能登半島沖	6.9	傷者 13	滑川 5 弱

2 情報・通信・広報に関する資料

2-1 観測施設

(1) 気象観測所

観測期間	所在地	観測の種類							種類	備 考	
		風	気温	湿度	降雨	降雪	積雪	天気			
滑川市	上小泉 24	○	○	○	○				自	滑川市消防本部	
〃	〃					○	○	○	人	〃	
富山県	大崎野 45		○			○	○	○	〃	日本気象協会富山事業所	冬期
〃	〃		○			○	○		自	新川土木センター	冬期
〃	室山				○				〃	〃	
国土交通省	北野(魚津滑川B P)	○	○				○		〃	富山河川国道事務所	
〃	大掛(魚津滑川B P)	○	○				○		〃	〃	
中日本高速道路	東金屋	○	○		○	○	○		人	富山工務管理センター	

※種類・・・「自」観測機械で計測しているもの

「人」目視観測しているもの

(2) 波高、潮位観測所

観 測 所	観 測 場 所		管 理	備 考
＜波高・風向＞				
田 中	入善町田中		黒部河川事務所	
石 田	黒部市石田		〃	
富 山	富山市富山港沖合		伏木富山港湾事務所	
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	〃	
伏 木	高岡市伏木港沖合	(マフコタワー)	〃	
＜検潮＞				
生 地	黒部市生地	(黒部漁港)	黒部河川事務所	潮位（水圧型）
富 山	富山市草島	(富山港)	富山地方气象台	潮位（音波管式）
新 湊	射水市堀岡	(富山新港)	伏木富山港湾事務所	潮位（フース型）
伏 木	高岡市伏木錦町地先	(伏木港)	〃	潮位（フース型）

(3)地震観測点

地震観測点名称	所在地	備考
滑川市寺家町	滑川市寺家町 104 滑川市役所	気象庁計測震度計

(4)巨大津波観測施設

観測所名	所在地	管理者	観測施設
富山	富山市海岸通り 264	気象庁（富山地方気象台）	巨大津波観測計センサー

2-2 注意報、警報の地域細分発表

気象庁では大雨警報などの気象警報・注意報を、これまで富山県を4つの区域に細分した区域を対象に発表してきたが、平成22年5月27日から、すべての気象警報・注意報について原則として個別の市町村を対象として発表することとなった。

また、大雨警報を発表する際には、特に警戒を要する災害を、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」のように警報名と併せて発表することとしている。

2-3 火災警報に関する情報

(1) 火災気象通報

消防法に基づいて富山地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときにその状況を直ちに県知事に通報するものである。県知事は、この通報を受けたときには直ちにこれを市長に通報する。ただし、降雨、降雪を伴い、その必要がないと認められるときは通報しない

(2) 火災警報

消防法に基づいて市長が火災気象警報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

※火災気象通報の基準

ア 実効湿度が65%以下、最小湿度40%以下で、最大風速毎秒7mを超える見込みのあるとき。

イ 平均風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2-4 風水害・雪害等に関する情報

(1) 注意報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	雨量基準
	1 時間雨量 30mm
洪水注意報	土壌雨量指数基準
	88
洪水注意報	雨量基準
	1 時間 30 mm
洪水注意報	流域雨量指数基準
	早月川流域=13 上市川流域=14
強風注意報	強風による災害が予想され場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される時。
風雪注意報	風雪により災害が予想され場合。具体的には、雪を伴い平均風速が陸上で毎秒 12 メートル以上、海上で毎秒 15 メートル以上になると予想される時。
大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合、具体的には 24 時間降雪の深さが平地で 30cm 以上、山間部で 50cm 以上になると予想される時。
波浪注意報	風浪、うねり等によって、災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が 2.0m 以上になると予想される時。
高潮注意報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が標高 0.7m 以上になると予想される時。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
融雪注意報	融雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 積雪地域の日平均気温が 12℃以上 (2) 積雪地域の日平均気温が 9℃以上で日平均風速が 5m/s 以上か日降水量が 20mm 以上
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。具体的には、視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される時。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には、実効湿度が 65%以下、最小湿度が 40%以下になると予想される時。
なだれ注意報	なだれの発生によって被害が予想される場合、具体的には、 (1) 降雪の深さが 90 cm 以上あったとき。 (2) 降雪の深さが 100 cm 以上で、日平均気温 2℃以上と予想される時。
低温注意報	低温のため農作物等に著しい災害が予想される場合。具体的には、次のいずれかが予想される時。 (1) 夏期：最低気温が 17℃以下の日が継続 (2) 冬期：最低気温が -6 度以下
霜注意報	早霜、晩霜等により農作物に著しい災害が予想される場合。具体的には、最低

	気温が 2℃以下になると予想されるとき。
着雪注意報	着雪が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されるとき。
着氷注意報	着氷が著しく、通信線や送電線等に被害が予想されるとき。
地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。
浸水注意報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。

(2) 警報の種類及び発表基準

種類	発 表 基 準	
大雨警報	雨量基準（浸水害）	1 時間雨量 50mm
	土壌雨量指数基準（土砂災害）	118
洪水警報	雨量基準	1 時間雨量 50mm
	流域雨量指数基準	早月川流域＝22 上市川流域＝17
暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、平均風速 20m/ s 以上になると予想されるとき。	
暴風雪警報	暴雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想され場合。具体的には、雪を伴い平均風速が毎秒 20 メートル以上になると予想されるとき。	
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には 24 時間降雪の深さが平地で 60cm 以上、山間部で 90cm 以上になると予想されるとき。	
波浪警報	風浪、うねり等によって、災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、有義波高が 4.5m 以上になると予想されるとき。	
高潮警報	高潮によって海岸付近の低い土地に浸水すること等によって重大な災害がおこるおそれがあると予想される場合。具体的には、潮位が標高 1.0m 以上になると予想されるとき。	
地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象注意報の本文に含めて発表する。	
浸水警報	大雨、長雨、融雪等の現象により、低い土地や田畑の浸水等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、気象警報の本文に含めて発表する。	

2-5 地震・津波に関する情報

(1) 地震情報の種類等

種 類	発 表 基 準	
緊急地震速報	地震動警報 (一般及び高度利用者向け)	最大震度 5 弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地振動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表
	地震動予報 (高度利用者向け)	最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上等と予想されたときに発表
地震情報	震度速報	
	震源・震度に関する情報	
	各地の震度に関する情報	
	その他	

地震発生後、約 2 分で震度 3 以上を観測した地域名と発生時刻を震源情報（「震度速報」）として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度等を含む地震情報を発表する。震度 3 以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また震度については、より詳細な情報を随時発表する。

(2) 津波情報の種類等

種 類	発 表 基 準	
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	
	津波観測に関する情報	

津波到達時刻と予想される津波の高さを発表する。また、津波が観測された場合には、全国の沿岸に設置された検潮儀による観測情報を「津波情報」として発表する。

予・警報の種類		発表される津波の高さ
津波警報	大津波	3 m、4 m、6 m、8 m、10m 以上
	津波	1 m、2 m
津波注意報		0.5m
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

* 津波注意報・警報の「解除」がある場合は、津波予報で発表

2-6 火山に関する情報

噴火警報、火口周辺警報、噴火予報は、全国の活火山を対象とし、火山毎に警戒等を必要とする市町村を明示して発表される。富山県では弥陀ヶ原が該当する火山である。なお、気象庁は、平成19年12月1日から火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて5段階に区分した噴火警戒レベルを導入した。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかける。

弥陀ヶ原の他に県内には活火山とされる火山はなく、今後のレベル導入の予定である。

【弥陀ヶ原】

■概要

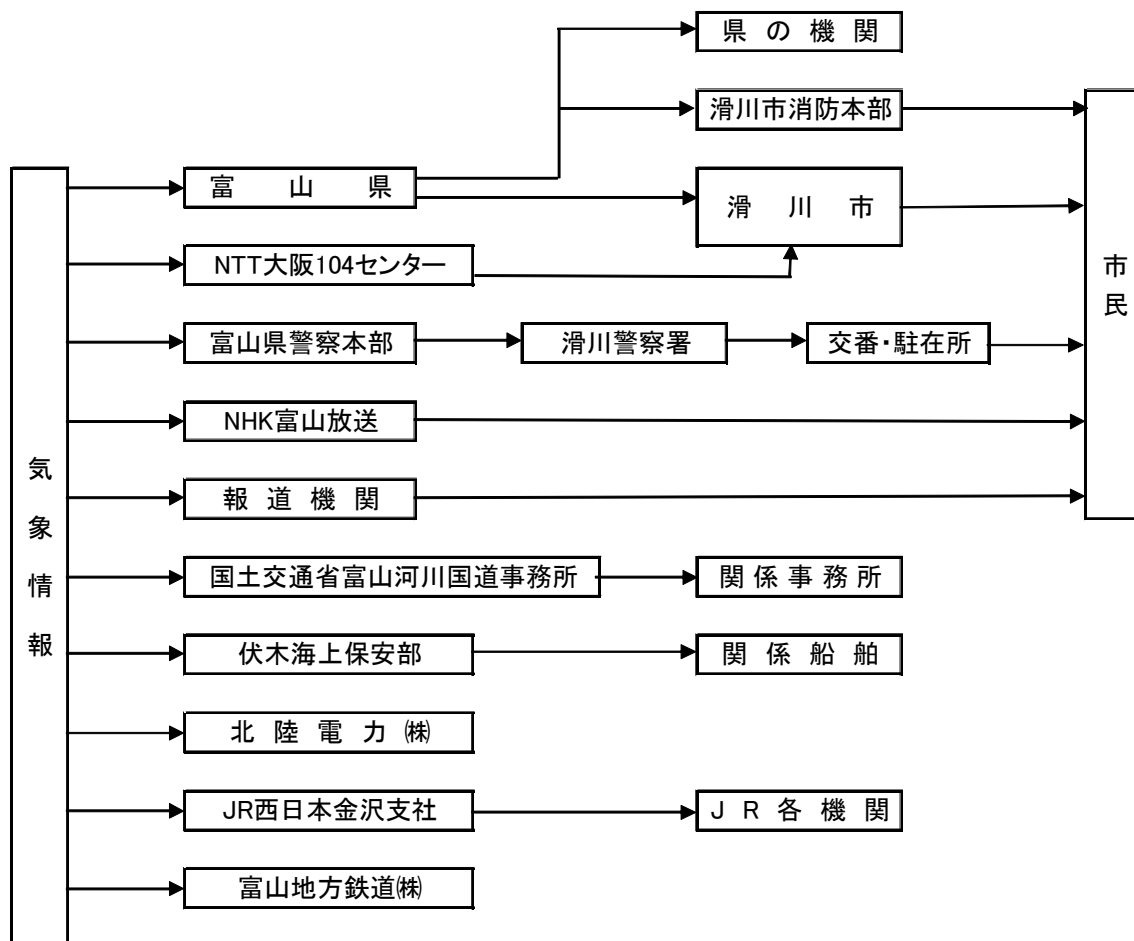
立山周辺の急峻な山地の低所をうめて成長した安山岩・デイサイトの成層火山である。火山の山頂部は陥没あるいは侵食で失われている。弥陀ヶ原・五色ヶ原は主に火砕流堆積物の台地。数万年前にマグマ噴火は終わったが、その後の水蒸気爆発によって弥陀ヶ原東部に多くの爆裂火口を生じ、現在は硫気孔活動が活発である。別名、立山火山とも呼ばれるが、立山自体は基盤の花崗岩である。

■最近1万年間の火山活動

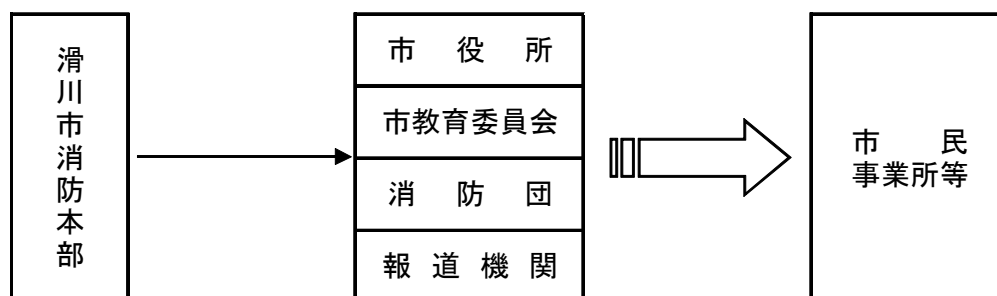
最近の4万年間は静穏期で、マグマに由来する生成物は生産されなかったが、地獄谷など爆裂火口群の水蒸気爆発と地獄谷の噴気孔・温泉活動が主な火山活動になっている

3 情報・通信・広報に関する資料

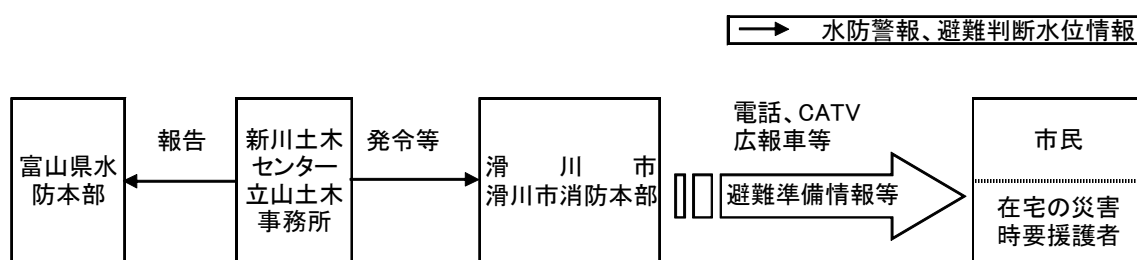
3-1 気象警報等の伝達系統



3-2 火災警報の伝達系統



3-3 情報の伝達系統（水防警報、非難判断水位情報）

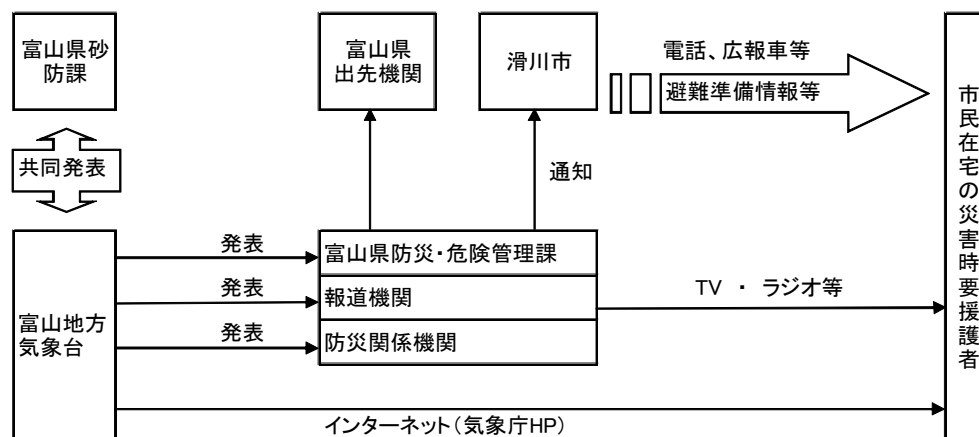


※水防法第15条第2項

（災害時要援護者関連施設等）

市町村防災会議は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。（資料5-2参照 災害時要援護者施設への情報伝達）

3-4 情報の伝達系統（土砂災害警戒情報）



※土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条2項

（災害時要援護者関係施設等）

市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。（資料5-2参照 災害時要援護者施設への情報伝達）

3-5 防災行政無線設備設置状況

	N o	局 名	設置予定場所
親局		滑 川 市	滑川市役所
子局	1	吉 浦	吉浦公民館
	2	笠 木	笠木公民館
	3	荒 俣	荒俣公民館
	4	坪 川	坪川保育所
	5	高 月	高月保育園
	6	菰 原	菰原公民館
	7	沖 田 新	沖田新下島公民館
	8	上 小 泉	一般県道富山滑川魚津線上小泉東交差点
	9	柳 原	柳原公民館
	10	野 町	野町公民館
	11	北 野 西	国道8号北野西部信号脇
	12	追 分	追分会館
	13	大 島	大島公民館
	14	大 掛	大掛公民館
	15	北 野	北野公民館
	16	中 塚	北加積コミュニティ防災センター
	17	宮 窪	宮窪公民館
	18	上 梅 沢	上梅沢公民館
	19	有 金	滑川・富山バイパス脇
	20	堀 江	J Aアルプス南部杣共同乾燥場
	21	赤 浜	中加積地区公民館
	22	小 林	小林公民館
	23	栃 山	栃山公民館
	24	大 榎	スーパー農道より市道の路肩
	25	栗 山	栗山公民館
	26	上 大 浦	上大浦公民館
	27	大 崎 野	一般県道堀江魚津線の路肩土手
	28	改 養 寺	改養寺公民館
	29	安 田	安田公民館
	30	本 江	山加積地区公民館
	31	東福寺開	大崎野用水路脇
	32	中 野	神明社
	33	東福寺野	東福寺野自然公園
	34	蓑 輪	みのわテニス村

3-6 広報文例

1 同報系防災行政無線

地震	地震が発生したとき（震度4程度）	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震が発生したとき（震度5弱以上）	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、大きな地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
	地震発生から2～3分経過後	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、震度〇の地震がありました。 火の元を確認し、ガスの元栓を閉めてください。 今後の地震情報に注意してください。 （繰り返す）
津波	津波注意報が発表されたとき	サイレン（5秒） こちらは、市役所です。 ただいま、津波注意報が発表されました。海岸付近から離れてください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波注意報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波注意報は解除されました。 念のため、しばらく海岸に近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が発表されたとき	サイレン約5秒 こちらは、市役所です。 ただいま、津波（大津波）警報が発表されました。 海岸付近から離れ、直ちに高台に避難してください。 落ち着いて避難してください。 （繰り返す）
	津波（大津波）警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの津波（大津波）警報は解除されました。 念のため、しばらく海岸には近づかないでください。 今後の津波情報に注意してください。 （繰り返す）
気象	気象警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 ただいま、〇〇警報が発表されました。 災害が発生するおそれがありますので、注意してください。（土砂災害・河川の増水に警戒してください。） （繰り返す）
	気象警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、市役所です。 先ほどの〇〇警報は、解除されました。 （〇〇注意報に切り替わりました。） 引き続き、気象情報に注意してください。 （繰り返す）

火災	火災警報が発令されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 ただいま、火災警報が発令されました。 空気が大変乾燥していますので、火の元には十分注意してください。 (繰り返す)
	火災警報が解除されたとき	コールサイン こちらは、消防本部です。 先ほどの火災警報は、解除されました。 引き続き、火の元に注意してください。 (繰り返す)

2 その他の広報

河川 災害	避難準備情報を発令したとき	こちらは、市役所です。 〇〇川の水位が上昇したため、△△地区に避難準備 情報を出しました。 △△地区の人は、今後の河川の増水に十分警戒して ください。 (繰り返す)
	避難勧告を発令したとき	こちらは、市役所です。 〇〇川の水位が上昇し、大変危険なため△△地区に 避難勧告を発令しました。 △△地区の人は、落ち着いて速やかに**避難所に 避難してください。 (繰り返す)
	避難指示を発令したとき	こちらは、市役所です。 △△地区で〇〇川の堤防から水が溢れました。大変 危険なため△△地区に避難指示を発令しました。△ △地区の人は、落ち着いて直ちに**避難所に避難 するよう指示します。 (繰り返す)
土砂 災害	避難準備情報を発令したとき	こちらは、市役所です。 降り続く大雨により土砂災害の危険度が非常に高い 状態が続いております。 崖や斜面の状態に十分注意して、危険を感じた場合 は、安全な場所に避難するようにしてください。 (繰り返す)
	避難勧告を発令したとき	こちらは、市役所です。 降り続く大雨により〇〇地区の近隣で土砂災害の前 兆現象が発見されております。大変危険な状態なた め、〇〇地区に避難勧告を発令しました。崖や斜面の 近くの皆さんは速やかに**避難所に避難してくだ さい。 (繰り返す)
	避難指示を発令したとき	こちらは、市役所です。 降り続く大雨により〇〇地区の近隣でがけ崩れが発 生しました。大変危険な状態なため、〇〇地区に避難 指示を発令しました。崖や斜面の近くの皆さんは速や かに**避難所に避難するよう指示します。 (繰り返す)

4 避難場所及び避難施設の一覧

1. 指定避難場所

番号	避難対象地区	避難場所の名称	面積 (㎡)	最大収容 可能人数	所在地	連絡先
1	滑川東地区	寺家小学校グラウンド	8,835	3,500	寺家町98	475-0165
2		駅前中央公園	11,172	4,400	吾妻町	475-2111
3	滑川西地区	田中小学校グラウンド	13,000	5,200	加島町207	475-0166
4		滑川高校グラウンド	26,854	10,700	加島町45	475-0164
5		海洋高校グラウンド	15,159	6,000	高月町129	475-3175
6	浜加積地区 早月加積地区	東部小学校グラウンド	15,920	6,300	四ツ屋134	475-0512
7	早月加積地区	早月加積幼稚園グラウンド	5,460	2,100	追分3801	477-1616
8	浜加積地区	早月中学校グラウンド	18,050	7,200	中野島1260	475-0342
9	北加積地区	市営ゲートボール場	4,377	1,700	中野島2410	475-6667
10	滑川東地区 北加積地区 浜加積地区	総合体育センター周辺空地	151,847	60,700	柳原	475-2111
11	北加積地区 浜加積地区	北加積小学校グラウンド	11,870	4,700	中塚425	475-0595
12	東加積地区	東加積小学校グラウンド	8,680	3,400	大崎野45	474-1649
13		みのわテニス村	25,281	10,100	蓑輪	474-1948
14	中加積地区	南部小学校グラウンド	11,922	4,700	赤浜727	475-0524
15	中加積地区 西加積地区	滑川市運動公園	30,320	12,100	有金・堀江	475-3354
16	西加積地区	西部小学校グラウンド	14,000	5,600	上島471	475-0498
17		滑川中学校グラウンド	14,932	5,900	下島54	475-0151
18		行田公園グラウンド	5,400	2,100	上小泉	475-2111
19		下梅沢テニスコート	7,684	3,000	下梅沢	475-2111
20	山加積地区	東福寺野自然公園グラウンド	5,200	2,000	東福寺野	474-1141

※ 最大収容可能人数は、面積の80%を1人当たりの必要面積2㎡で割ったものである。

2. 指定避難施設

番号	避難対象地区	避難場所の名称	面積 (㎡)	最大収容 可能人数	所在地	連絡先
1	滑川東地区	寺家小学校	4,921	1,200	寺家町98	475-0165
2		滑川市民会館大ホール	1,236	450	寺家町104	475-2111
3		東地区公民館	788	200	吾妻町426	476-0706
4		勤労青少年ホーム「青志会館」	876	200	清水町13-9	475-2090
5	滑川東地区 北加積地区	滑川市総合体育館	7,663	3,000	柳原238	475-8580
6	浜加積地区	サン・アビリティーズ滑川	2,131	800	柳原1537-2	475-3342
7	滑川東地区	滑川市立図書館	2,462	600	吾妻町426	475-8001
8		滑川市民交流プラザ (3階・4階部分)	2,376	770	吾妻町426	476-5500
9		同朋幼稚園	967	200	常盤町630	475-0167
10		滑川市民会館	880	200	寺家町104	475-4121
11	滑川西地区	滑川コミュニティ防災センター	198	50	四間町690-1	475-1531
12		田中小学校	5,374	1,300	加島町207	475-0166
13		滑川高校	13,039	3,250	加島町45	475-0164
14		海洋高校	7,394	1,800	高月町129	475-3175
15		高月保育園	673	150	高月町208	475-2930
16	滑川西地区 西加積地区	希望幼稚園	722	150	上小泉2005	475-0103
17	滑川西地区	滑川市民健康センター	660	150	田中新町127	475-8011
18		働く婦人の家	618	150	田中新町129	475-5780
19		西地区コミュニティホール (西地区公民館)	1,185	300	加島町194	475-7854
20	浜加積地区 北加積地区	早月中学校	11,868	2,500	中野島1260	475-0342
21	浜加積地区	浜加積地区公民館	355	75	曲渕333	475-5911
22		坪川保育所	600	150	坪川1180	475-8105
23	浜加積地区 早月加積地区	東部小学校	6,518	1,600	四ツ屋134	475-0512
24	早月加積地区	早月加積地区公民館	351	75	追分3801	477-1955

25	北加積地区 浜加積地区	北加積小学校	4, 837	550	中塚425	475-0595
26	北加積地区	滑川市農村研修センター	407	100	野町363	475-8196
27		北加積コミュニティ防災センター (北加積地区公民館)	333	75	中塚432	475-6042
28		滑川市農村環境改善センター	1, 359	400	野町1684-1	475-9933
29	東加積地区	東加積小学校	4, 715	1, 150	大崎野45	474-1649
30		東加積コミュニティセンター (東加積地区公民館)	353	75	大崎野244	474-1921
31		みのわ健康休養施設 (みのわ温泉)	1, 975	450	蓑輪28	474-1770
32	中加積地区	南部小学校	4, 564	1, 100	赤浜727	475-0524
33		中加積地区公民館	347	75	赤浜573	475-2178
34		中加積保育園	598	150	小林69	475-3837
35		童和保育園	312	75	堀江1796	475-0516
36	西加積地区	西部小学校	7, 973	1, 500	上島471	475-0498
37		滑川中学校	10, 325	2, 500	下島54	475-0151
38		西加積地区公民館	361	75	下梅沢31-1	475-0207
39		社会福祉センター「聴泉閣」	2, 011	500	上小泉412-2	475-7000
40		上小泉保育園	632	150	上小泉2112	475-4575
41		児童館	241	50	上小泉317	475-3706
42	山加積地区	青雲閣	1, 666	400	東福寺野41	474-1141
43		山加積コミュニティセンター (山加積地区公民館)	225	50	本江308	474-1049

※ 最大収容可能人数は、運動施設・ホールにあっては、面積の80%を1人当たりの必要面積2㎡、その他の施設にあっては、面積の50%を2㎡で割ったものである。

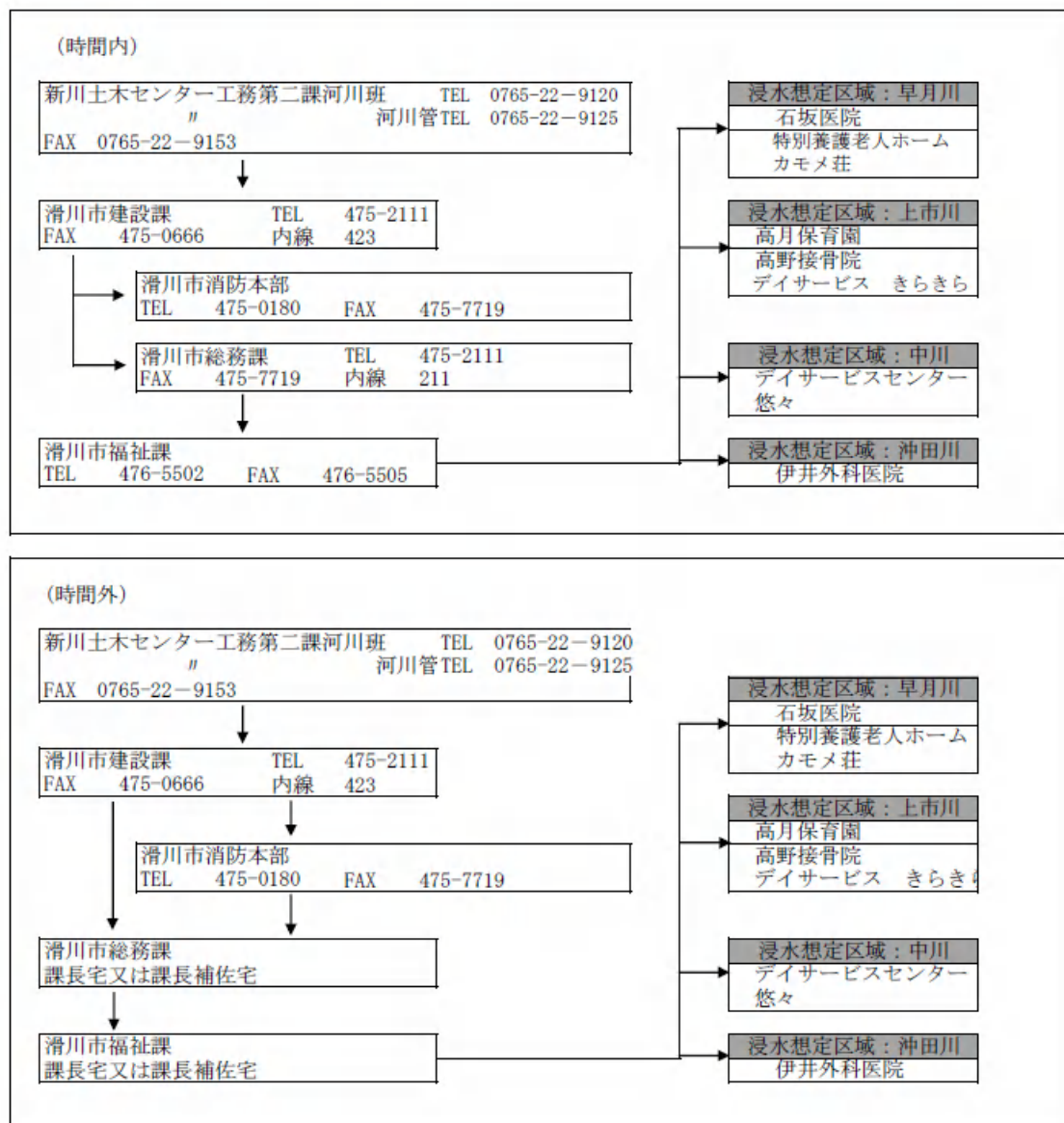
5 災害時要援護者施設に関する資料

5-1 災害時要援護者施設（災害の危険がある施設）

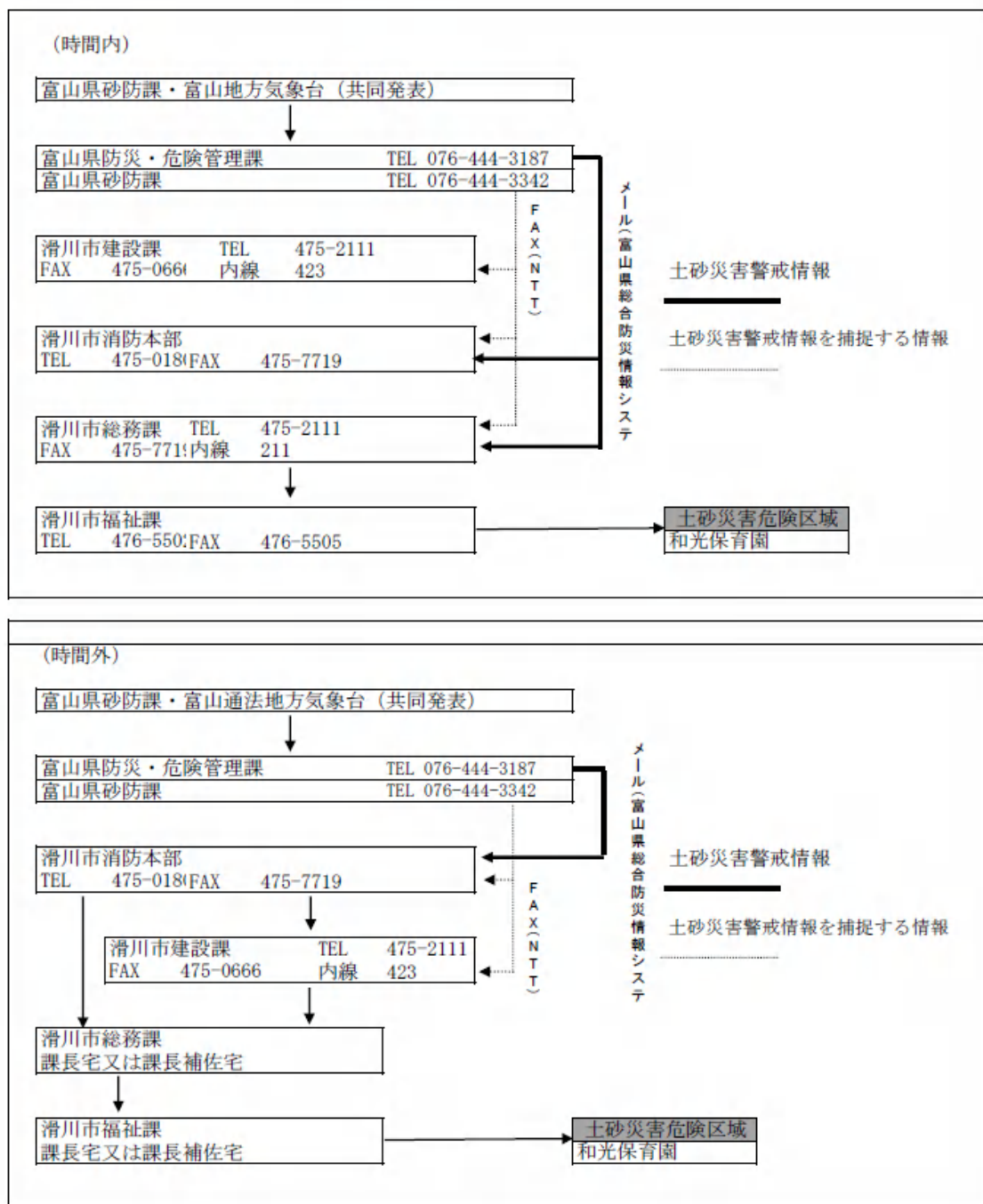
施 設	所 在 地	電話番号	危険要因					土砂災害 危険箇所 等
			浸水					
			河川名					
			常願寺川	早月川	上市川	中川	沖田川	
伊井外科医院	加島町203	076-475-1160					○	
石坂医院	嘉大窪737	076-477-1818		○				
高月保育園	高月町72	076-475-2930			○			
高野接骨院 サービス きらきら	魚躬 202－1	076-475-5889			○			
デイサービスセン ター 悠悠	田中町154	076-475-1617				○		
特別養護老人ホー ム	吉浦13	076-476-5666		○				
和光保育園	本江308－5	076-474-1258						○

5-2 災害時要援護者施設への情報伝達

■河川の水位情報（避難判断水位情報等）の伝達経路図



■土砂災害情報（土砂災害警戒情報等）の伝達経路図



6 消防・医療救護に関する資料

6-1 滑川市消防団組織表

名 称	担 当 区 域
滑川市消防団本部	市内全域
第 1 分 団	田中町、田中新町、浜町、雪島区、河端町、加島町1区、加島町2区、加島町3区、領家町、高月西部、高月東部、緑町、瀬横町、下島町、高月南台、幸町、神家町、魚躬の一部
第 2 分 団	常盤町1区、常盤町2区、常盤町3区、常盤町4区、吾妻町、北町、三穂町、神明町、今町、武平太町、四間町、中町1区、中町2区、荒町、大河区、寺家町、晒屋、下小泉1区、清水町1区、吾妻団地、公園通り、中川原、辰野の一部、坪川新の一部、駅前団地、辰野北、泉ヶ丘、清水町2区、アイリスタウン
第 3 分 団	堀江、常光寺、安田、柴、高柳、小林、赤浜、寺町、森尻新、天望町、赤浜栄町、美しヶ丘、本江、小森、田林、東福寺、東福寺野
浜 加 積 分 団	坪川、高塚、曲渕、荒俣、二ツ破、藤栄、浜四ツ屋、中野島、北野、荒俣新町、高塚新町、高塚寿町、高塚曙町、荒俣西町、北野新町、有磯、中川原の一部、辰野、坪川新、辰野新町
早 月 加 積 分 団	四ツ屋、笠木、吉浦、三ヶ、大掛、大窪、大島、中村、栗山、追分
北 加 積 分 団	柳原1区、柳原2区、野町、栃山、金屋、二塚、四屋新、杉本、法花時、中新、中塚、稲泉、稲泉新、宮窪、宮窪新、七口、横道、大榎、大島新、柳原新町
東 加 積 分 団	大崎野、下大浦、上大浦、道寺、野尻、大日、室山、千鳥、中野、下野、東福寺開、開、改養寺、東金屋、森野新、蓑輪
西 加 積 分 団	上小泉、上梅沢、下梅沢、上島、沖田新下島、有金、菰原、江尻、魚躬、上小泉団地、宮窪台、有金新町、有金東台、デイズイン上梅沢、下梅沢元気タウン、下梅沢新町

6-2 主要医療機関一覧表

1 公的病院

病 院 名	所 在 地	電話番号	開設者名
(富山医療圏)			
富山県立中央病院	富山市西長江2-2-78	076(424)1531	富山県
富山市立富山市民病院	富山市今泉北部町2-1	076(422)1112	富山市
富山大学付属病院	富山市杉谷2630	076(434)2281	国立大学法人 富山大学
富山通信病院	富山市鹿島町2-2-29	076(421)7801	日本郵政 株式会社
富山赤十字病院	富山市牛島本町2-1-58	076(433)2222	日本赤十字社
富山県済生会富山病院	富山市楠木33-1	076(437)1111	済生会
富山県高志 リハビリテーション病院	富山市下飯野36	076(438)2233	富山県
富山県立高志学園	富山市下飯野51-1	076(438)5678	富山県
国立病院機構富山病院	富山市婦中町新町3145	076(469)2135	独立行政法人 国立病院機構
富山県厚生農業協同組合 連合会滑川病院	滑川市常磐町119	076(475)1000	富山県厚生農業 協同組合連合会
かみいち総合病院	上市町法音寺51	076(472)1212	上市町

2 民間病院

救急 指定	病 院 名	所 在 地	電話番号
	(富山医療圏)		
○	不二越病院	富山市東石金町11-65	076(424)2881
	政岡内科病院	富山市下新町7-16	076(432)1131
	呉羽神経サナトリウム	富山市高木2408	076(436)6363
	藤の木病院	富山市開261	076(424)0101
	成和病院	富山市針原中町336	976(451)7001
	常願寺病院	富山市水橋肘崎438	076(478)1191
	医療法人財団博仁会横田病院	富山市中野新町1-1-11	076(425)2800
	誠友病院	富山市上千俵町103	076(429)6677
	清幸会島田病院	富山市下新北町6-25	076(431)6800
	南富山神経サナトリウム中川病院	富山市大町14	076(425)1780

	佐々木病院	富山市大町1	076(425)2111
救急 指定	病 院 名	所 在 地	電話番号
	医療法人社団和敬会 谷野呉山病院	富山市北代5200	076(436)5800
○	医療法人西能病院	富山市五福1130	076(441)2481
○	室谷病院	富山市東岩瀬町275	076(437)9336
	野村病院	富山市水橋辻ケ堂446-1	076(478)0418
	浜黒崎野村病院	富山市針日269	076(437)6848
○	桜井病院	富山市堀30	076(425)2070
	医療法人社団開愾会奥田病院	富山市下新本町3-5	076(432)0505
	流杉病院	富山市流杉120	076(424)2211
○	富山医療生活共同組合 富山協立病院	富山市豊田町1-1-8	076(433)1077
	富山法人社団城南会 富山城南温泉第二病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(421)6300
	岡田産婦人科病院	富山市古鍛冶町5-34	076(422)2212
○	佐伯外科病院	富山市中川原43-1	076(425)5170
	医療法人社団城南会 富山城南温泉病院	富山市太郎丸西町1-13-6	076(491)3366
	三輪病院	富山市小中291	076(429)3817
	温泉リハビリテーション いま泉病院	富山市今泉220	076(425)1166
○	北川内科クリニック	富山市宝町2-3-2	076(433)1881
	医療法人北聖病院	富山市下富居2-13-83	076(441)5910
	栗山病院	富山市開発133	076(429)0203
○	脳神経外科塚本病院	富山市住吉町1-5	076(422)2050
○	杉野脳神経外科病院	富山市千石町6-3-7	076(423)7722
	長谷川病院	富山市星井町2-7-40	076(422)3040
	おおやま病院	富山市花崎85	076(483)3311
	萩野病院	富山市婦中町萩島315-1	076(465)2131
	有沢橋病院	富山市婦中町羽根新5	076(425)0631
	友愛温泉病院	富山市婦中町新町2131	076(469)5421
○	医療法人八尾総合病院	富山市八尾町福島7-42	076(454)5000
	山田温泉病院	富山市山田湯7-42	076(457)2323
	重症心身障害児童施設あゆみの郷	富山市稲代1023	076(467)4477

7 衛生等に関する資料

7-1 一般廃棄物の処理施設

1 ごみの中間処理施設

	焼 却 施 設	破 碎 施 設
名 称	富山地区広域圏クリーンセンター	富山地区広域圏リサイクルセンター
所在地	立山町末三賀103-3	富山市辰尾170-1
処理種類	可燃ごみ	不燃ごみ、空きびん、空き缶
処理能力	810 t / 24 h	110.6 t / 5 h

2 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名 称	所 在 地	処理対象物	処理能力
滑川市衛生センター	滑川市高塚20	生し尿、浄化槽汚泥	32kl/日

3 一般廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処 理 施 設
株式会社 公生社	滑川市栗山3596	紙くず、木くず
株式会社 金山産業	滑川市笠木74-1	木くず

4 ごみの最終処分場

名 称	山本一般廃棄物（不燃物）最終処理場
所 在 地	富山市山本字水木谷19
埋 立 容 量	522, 700 m ³
埋立完了見込年月	平成28年3月

7-2 火葬場

名 称	所 在 地	連 絡 先
滑川市火葬場	滑川市下島639	076-475-0556

8 輸送に関する資料

8-1 緊急通行確保路線一覧表

1 次緊急通行確保路線

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
北陸自動車道	市内区間全域	6.50	4	中日本高速道路株式会社
一般国道8号	市内区間全域	8.00	4 (2)	国 土 交 通 省
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	金 屋 → 法花寺	2.61	4	富 山 県
計 3 路線		17.11		

2 次緊急通行確保路線

路線番号 ・ 路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
1 主要地方道 富山魚津線	坪 川 → 早月川 橋詰め	3.84	2	富 山 県
61 主要地方道 滑川上市線	加島町 → 下梅沢	1.10	2	富 山 県
135 一般県道 富山滑川魚津線	江 尻 → 法花寺	2.69	2	富 山 県
320 一般県道 古鹿熊滑川線	柳 原 → 中川原	1.50	2	富 山 県
市道 滑川中央線	上小泉 → 吾妻町	1.40	4	滑 川 市
市道 滑川富山線	中川原 → 加島町	2.32	2	滑 川 市
計 6 路線		12.85		

3 次緊急通行確保路線

路線番号・路線名	区 間 起 点 → 終 点	延長 (km)	車線数	管 理 者
3 主要地方道 富山立山魚津線	中 村 → 寺 町	8.22	2	富 山 県
51 主要地方道 菟輪滑川インター線	改養寺 → 金 屋	0.50	4	富 山 県
137 一般県道 堀江魚津線	栗 山 → 早月川 橋詰め	1.00	2	富 山 県
スーパー農道 富山中部スーパー農道	本 江 → 栗 山	4.95	2	滑 川 市
市道 滑川富山線	加島町 → 魚 躬	1.72	2	滑 川 市
計 5路線		16.39		

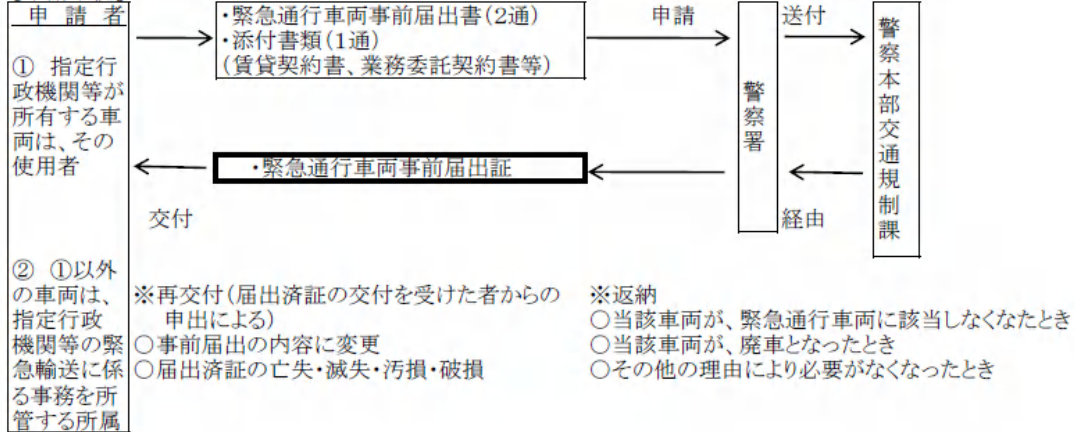
8－2 緊急通行車両の事前届出制度

1 緊急通行車両事前届出制度の概要

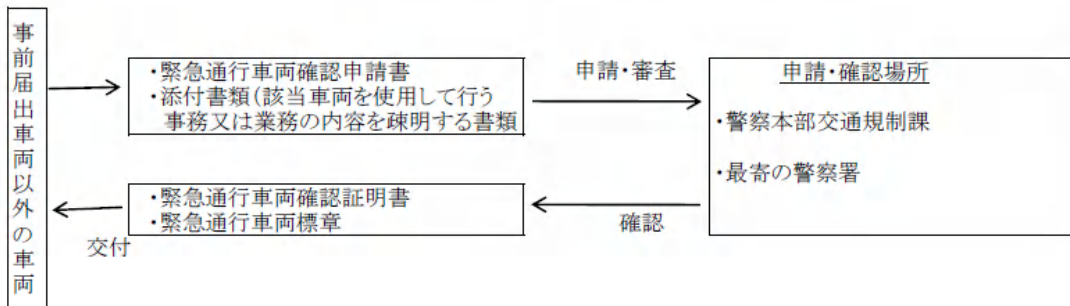
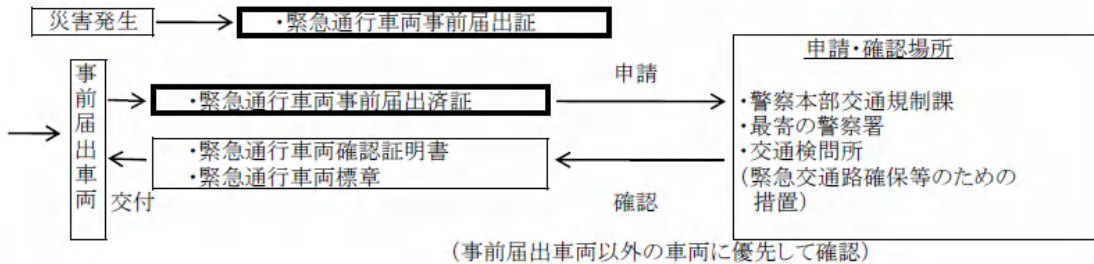
目 的	災害発生時には、災害対策基本法（以下「災対法」という。）に定める緊急通行車両の確認のための事務処理ができない事態が予測されることから、あらかじめ緊急通行車両として使用される車両の需要数を事前に把握し、確認事務の省力化・効率化を図り、迅速な災害応急対策に資するもの。
事前届出 対象車両	災害発生時に災害応急対策を実施するために使用される予定のある車両で 1 指定行政機関等が保有する車両 2 指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両 3 災害発生時に他の機関・団体等から調達する車両 【指定行政機関等とは】 ・ 指定行政機関 ・ 指定地方行政機関 ・ 地方公共団体その他の執行機関 ・ 指定公共機関 ・ 指定地方公共機関
災害応急 対 策	【災対法第50条第1項】 ア 警報の発令及び伝達

2 緊急通行車両事前届出・確認手続要領

【申請手続】



【確認手続】



8－3 災害派遣等従事者車両証明等（高速道路通行料金免除）

道路整備特別措置法（昭和 31 年 3 月 14 日法律第 7 号）

（料金徴収の対象等）

第 24 条 料金は、自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第 2 条第 3 項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、または利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

道路整備特別措置法施行令

（料金を徴収しない車両）

第 11 条 法第 24 条第 1 項ただし書に規定する政令で定める料金を徴収しない車両は、当該道路の通行又は利用が災害救助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとする。

10cm

災害派遣等従事車両証明書	
発 行 番 号	
使 用 目 的	
通 行 年 月 日	
道路名及び区分	
乗 車 責 任 者 職 氏 名	
登 録 番 号	
この車両は、災害派遣等従事業務車両であることを証明する。 平成 年 月 日 発行者職氏名 滑川市長 ⑩	

14cm

※発行番号は一連番号をいいます。

8－4 場外離着陸場

1 場外離着場

整理番号	離着陸場名称	所在地 (住所)	緯度・経度	緊急連絡先
滑川－1	滑川	滑川市有金地内 滑川運動公園	N 36° 44' 04" E 137° 20' 50"	滑川市役所 TEL 076-475-2111
滑川－2	カーボン跡地	滑川市柳原地内	N 36° 45' 57" E 137° 21' 36"	滑川市役所 TEL 076-475-2111

2 中山間地の緊急時臨時着陸場所

整理番号	離着陸場名称	所在地 (住所)	緯度・経度
6－1	みのわテニス村	滑川市蓑輪地内	N 36° 43' 26" E 137° 26' 29"
6－2	東福寺野自然公園 グラウンド	滑川市東福寺野地内	N 36° 43' 22" E 137° 25' 08"

3 自衛隊幕営地（予定）

名称	所在地 (住所)	連絡先
滑川市体育センター周辺空き地	滑川市柳原238番地	滑川市役所 TEL 076-475-2111

9 河川・土砂災害に関する資料

9-1 避難勧告等（洪水害）

1 水防警報河川（水位周知河川）及びその区域

早月川	左岸 滑川市蓑輪 (豊隆橋) から 海まで 右岸 魚津市鉢	富山県知事指定
中 川	滑川市上小泉（新行田橋）から 海まで	富山県知事指定
沖田川	滑川市沖田新（市道下梅沢上小泉線橋）から 中川合流点まで	富山県知事指定
上市川	中新川郡上市町釈泉寺（上市川発電所）から 海まで	富山県知事指定

2 水防警報及び避難判断水位情報の発報担当者・受報担当者

河 川 名	観 測 所 名	量水標管理者発報者	受報者	受報水防管理団体
早 月 川	栗 山（月形橋）	新川土木センター所長	建設課長	滑 川 市
中 川	上小泉（新行田橋）	〃	〃	〃
沖 田 川	下 島（沖田川）	〃	〃	〃
上 市 川	堀 江（交観橋）	立山土木事務所長	〃	〃

3 避難勧告等の基準

河川名	一級河川	二級河川	左記以外の中小河川、内水等
	常願寺川	白岩川・上市川・沖田川・中川・早月川	
避難準備情報	①大雨洪水警報が発表されたとき ②各河川の指定する水位観測所の水位がはん濫注意水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき		大雨洪水警報が発表され、河川の増水又は降雨状況・予測により浸水の危険が高いと判断される時
避難勧告	①各河川の指定する水位観測所の水位が避難判断水位に達し、さらに同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認		大雨洪水警報が発表され、河川管理施設等の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
避難指示	①堤防の決壊・水があふれる・浸水を確認したとき ②各河川の指定する水位観測所の水位がはん濫危険水位に達しさらに同観測所の水位が上昇しているとき ③ 河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認		大雨洪水警報が発表され、河川管理施設等の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

4 避難判断水位等

河川名	観測所	はん濫注意 水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位	はん濫時の到達時間
常願寺川	大川寺	5.10m	5.30m	6.61m	上市川左岸地域滑川西地区 1時間から 2時間未満が大半
白岩川	新池田橋	3.10m	4.30m	4.70m	上市川左岸地域滑川西地区 2時間以上
上市川	交観橋	2.70m	3.30m	4.40m	上市川沿い中加積南部地区 30分未満 (人家付近は1時間以上)
沖田川	沖田川	0.70m	1.00m	1.20m	沖田川沿い滑川西地区・西加積 30分未満
中川	中川	0.70m	0.90m	1.10m	中川沿い滑川東地区 30分未満
早月川	月形橋	2.50m	3.90m	5.00m	早月川沿い早月加積地区 30分未満 浜加積地区 1時間以上

5 重要水防箇所

(1) 河川

番号	水系名	河川名	重 要 水 防 箇 所						予 想 される 危 険	水 工 防 法	担当水防 管 理 団 体 名	関係機関
			位 置		左 右	m 延 長	重要 度	現 況				
			郡市	字								
1	早月川	早月川	滑川市	蓑輪	左岸	60	A	水 衝 ・ 洗 掘	堤 欠	木 流 ・ 立 籠	滑川市	新川土 木セン ター
2 3	中 川	中 川	〃	神家 町	左岸 右岸	各 300	A	堤防 高	越 水	土のう 積	〃	〃
4 5	〃	沖田川	〃	田中 町	左岸 右岸	各 2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 堤 防 高 「A」：計画高水位（量）又は既往最高水位（量）に対し、堤防高又は断面不足のため、最も危険な箇所。

水衝・洗掘 「A」：水衝部にある堤防前面の河床が深掘れしており最も危険な箇所。

：橋台取付部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しており最も危険な箇所。

：波浪による護岸の決壊等の恐れがあり最も危険な箇所。

(2) 海岸

番号	海岸名	重要水防箇所					予想される危険	水防工法	担当水防管理団体名	関係機関
		位置		m	重要度	現況				
		郡市	字	延長						
1	滑川漁港海岸	滑川市	高塚	473	A	緩傾斜護岸	越波	土のう積	滑川市	新川土木センター
2	〃	〃	常盤町	840	A	コンクリート消波堤	〃	〃	〃	〃
3	滑川高月海岸	〃	高月町	300	A	〃	〃	〃	〃	〃

※ 「A」：波浪により堤防、護岸を越波し背後地に重要な被害を与えると予想される箇所。又は根固め消波工などが沈下散乱し最も危険な箇所。

9-2 避難勧告等（土砂災害）

1 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報とは、大雨による土砂災害（土石流・急傾斜地崩壊）が発生する危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主判断等にも利用することを目的に富山県と富山地方気象台が共同で発表するものである。

発表基準

発表基準は、大雨警戒発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する1kmメッシュによる予測資料に基づいて気象庁で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、市町村単位で発表される。

注意点

- ※1 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではなく、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。
- ※2 土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能な表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊としている。技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としていない。

2 避難勧告等の基準

避難準備情報	①大雨警戒（土砂災害）が発表されたとき ②土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（湧水、小石が斜面からぱらぱら落ちだす等）
避難勧告	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②土砂災害危険個所の巡視により、前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂・斜面のはらみ・擁壁・道路等にクラック発生）
避難指示	①土砂災害警戒情報が発表されたとき ②近隣で土砂災害が発生 ③近隣で土砂移動現象、前兆現象が発見されたとき（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等）

10 危険区域等に関する資料

10-1 災害危険箇所総括表

滑川市	急傾斜地崩壊危険箇所			左記以外の 建築基準法 による災害 危険区域	地すべり危険箇所							
	指 定	未指定	計		国土交通省		林野庁分 (地区数)		農林水産省 農林振興局分		計	
					指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定	指定	未指定
	5	32	37		1	2	4(4)	2		3	5	7
	砂 防 指定地	土石流 危険渓流	崩壊土砂 流出 危険地区	山腹崩壊 危険地区	老 朽 ため池	重要水防箇所		なだれ危険箇所				
						河 川	海 岸	国土交通省分	林野庁分			
	17(2)	11	4	7		5	1	8				

10-2 急傾斜地崩壊危険箇所（I）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	人家戸数 戸	保 全 対 策				指定危険区 域の急傾斜 地崩壊 年 月 日
		大字	小字				公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類	数	
293	蓑輪	蓑輪	蓑輪	600	2.40	16	消防署 公民館 発変電所	1 1 1	県道	750	S48.2.28
293	東福寺	東福寺	東福寺	200	0.72	12	公民館	1			
294	大浦	大浦	大浦	470	3.36	9	発変電所	1	県道	300	
296	大浦	大浦	大浦	300	1.25	13			県道	280	H14.3.25
301	大崎野	大崎野		100	0.09	1	幼稚園	1	県道	90	
305	東福寺	東福寺	東福寺	270	0.97	5			河川	250	
307	小森	小森	小森	230	0.69	14			私道	70	S47.11.24
308	小森	小森	小森	220	0.38	6					S47.11.24
315	本江	本江	本江	130	0.31	7			県道	120	
316	本江	本江	本江	1200	5.14	51	警察、派出所 児童福祉施設 公民館	1 1 2	県道	1200	S47.11.24 H10.2.16

資料：富山県砂防課

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策				指定危険区域の急傾斜地崩壊 年 月 日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
287	東福寺	東福寺		100	0.12	2					
288	大日	大日		50	0.09	1					
289	大浦	大浦		150	0.17	2					
290	大浦	大浦		90	0.09	1					
291	千鳥	千鳥		110	0.38	2					
292	千鳥	千鳥		70	0.12	2					
295	東福寺	東福寺		70	0.30	1			県道	50	
297	大崎野	大崎野		40	0.04	1			河川	40	
298	東福寺野	東福寺野		200	1.43	2			県道	60	
299	大崎野	大崎野		50	0.03	1			私道	30	
										50	
300	大崎野	大崎野		60	0.07	1			市道	30	
									河川	50	
302	東福寺寺	東福寺寺		130	0.62	1					
303	東福寺寺	東福寺寺		120	0.43	1					
304	東福寺	東福寺		90	0.39	1					
306	東福寺	東福寺	東福寺	180	0.09	3					
309	東福寺野	東福寺野		130	0.39	3			市道	90	
310	開	開		50	0.09	1					
311	東福寺野	東福寺野		130	0.39	1					
312	本江	本江		60	0.11	1					
313	東福寺野	東福寺野		20	0.01	1					
314	本江	本江		100	0.18	2					
317	本江	本江		50	0.03	2					
318	本江	本江		20	0.01	1					

資料：富山県砂防課

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅲ）

番号	箇所名	位 置		延長 m	面積 ha	保 全 対 策				指定危険区域の急傾斜地崩壊 年 月 日	
		大字	小字			人家戸数 戸	公共的建物		公共施設		
							種類	数	種類		数
J46	東福寺	東福寺		220	0.79						
J47	大崎野	大崎野		450	1.07						
J48	東福寺野	東福寺野		290	1.04						
J49	本江	本江		100	0.18			県道	80		

資料：富山県砂防課

10-3 急傾斜地崩壊危険区域指定地

番号	指定区域名	位 置	ha 面積	面積内訳 ha			保全対策			富山県指定		危険箇所番号
		大字		耕地	宅地	その他	人家(戸)	道路(m)	公共施設等	年月日	告示番号	
17	本江	本江	9.50	1.80	2.10	5.60	34 18	県道890	農協1	47.11.24	1105	316
18	小森	小森	5.30	2.70	0.90	1.70	24 8	県道410	—	47.11.24	1105	307,308
23	蓑輪	蓑輪	9.90	1.60	2.50	5.80	36 7	県道550 市道520	発電所1	48.2.28	182	286
301	本江(2)	本江	2.50	0.60	0.40	1.50	6			H9.3.28	175	—
315	本江(3)	本江	1.40	0.40	0.38	0.62	6	市道250		H10.2.16	81	—
351	大浦(1)	下大浦	4.80	0.99	0.81	3.00	15	県道230 市道200		H14.3.25	149	119

資料：富山県砂防課

10-4 地すべり発生危険地区（国土交通省）

番号	箇所名	位置	面積 (ha)	保全対象		指定年月日
		字		人家	公共施設等	
20	蓑輪	蓑輪	26.00	9	県道 400m 市道 500m	
22	東福寺	東福寺	(39.50) 39.50	12	市道 1,100m	
23	小森	小森	24.00	26	県道 700m	

資料：富山県砂防課

10-5 地すべり発生危険地区（林野）

番号	箇所名	位置	面積 (ha)	保全対象		指定年月日
		字		人家	公共施設等	
20	蓑輪	蓑輪	26.00	9	県道 400m 市道 500m	

資料：富山県森林政策課

10-6 地すべり発生危険箇所（農地）

区分	番号	区域名	位置 大字	面積	指定年月日	備考
	53	大浦	大浦	36.00		
	54	千鳥	千鳥	21.00		
	55	東福寺	東福寺	26.00		
計		3地区		83.00		

資料：富山県農村整備課

10-7 土石流危険渓流

ランク	渓流番号	水系名	渓流名	位置	保全対象		備考
				字	人家戸数	公共等	
I	656	早月川	西谷川	蓑輪	1	発電所等、避難場所	
I	657	上市川	小杉谷	本江	3	幼稚園、県道	
I	658	上市川	番念寺川	本江	5	県道	
I	659	上市川	小森一の谷	本江	15	県道	
I	660	上市川	曾門林谷	本江	6	県道	
I	661	上市川	小森二の谷	本江	5	県道	
Ⅲ	J148	上市川	東福寺	東福寺			
Ⅲ	J149	上市川	大杉川	小森			
Ⅲ	J307	早月川	中村(1)	中村			
Ⅲ	J308	早月川	中村(2)	中村			
Ⅲ	J309	早月川	中村(3)	中村			

資料：富山県砂防課

注：ランクⅠ：人家5戸以上等の渓流

ランクⅡ：1～4戸の渓流

ランクⅢ：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流

10－8 崩壊土砂流出危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	東福寺	石休場	東福寺	11	公民館、市道	1,870m
206-2	本江	副 若	本江	11	市道	1,800m
206-3	東福寺野	大林谷	大林谷	2	研修センター、林道	2,900m
206-4	小杉谷	北 長	小杉谷	21	市道	3,050m
			4地区			

資料：富山県森林政策課

10－9 山腹崩壊危険地区

番号	位置		地区名	直接保全対象施設		
	大字	字		人家戸数	公共施設	
					種類	数量
206-1	蓑輪	天狗獄	蓑輪	2	公民館、市道	550m
206-2	大浦	奥の平	大浦	7	県道	200m
206-3	東福寺	石休場	東福寺	5	市道	300m
206-4	本江	上石山	本江西	2	県道	260m
206-5	蓑輪	古土地	蓑輪2	15	温泉、県道	2,000m
206-6	〃	天狗獄	蓑輪3		県道	500m
206-7	大浦	土裏	大浦2	2	発電所、県道	100m
			7地区			

資料：富山県森林政策課

10－10 砂防指定地

水系名	幹川名	溪流名	字	告示年月日
早月川	早月川	早月川	蓑輪	H16.10. 4
	早月川	西谷川	蓑輪	53.4.27
	早月川	小早月川	蓑輪	H元.6.3
上市川	平塚川	大崎野川	大崎野外5	47.12.1
	平塚川	改養寺川	開外2	47.3.16
	郷川	中田川	改養寺	50.1.31
	郷川	高知川	小鹿野	23.12.8
	郷川	高知川	東福寺	25.12.12
	郷川	高知川	東福寺、安田	36.2.22
	郷川	高知川	東福寺、寺田	39.5.23
	郷川	高知川	東福寺	50.1.31
	郷川	高知川	東福寺	51.1.17
	高知川	若林川	東福寺外2	47.12.1

資料：富山県砂防課

10－11 重要水防箇所一覧表
河川（富山県関係）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
			字								
41	早月川	早月川	藁輪	左岸	60	A	水衝、洗掘	堤欠	木流、立籠	滑川市	新川土木
42	中川	中川	神家	〃	300	A	堤防高	越水	土のう積	〃	〃
43	〃	〃	〃	右岸	300	A	〃	〃	〃	〃	〃
44	〃	沖田川	田中町、小泉町	左岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃
45	〃	〃	〃	右岸	2,060	A	〃	〃	〃	〃	〃

海岸（富山県関係）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	延長	重要度	現況	予想される危険	水防工法	水防担当管理団体名	関係機関
			字								
3	滑川漁港海岸		高塚		473	B	侵食	越波	土のう積	滑川市	新川土木

資料：富山県河川課

10－12 海岸保全区域

海岸名	区 域	延長	管理者	告示年月日、番号
滑 川	早月川左岸境界～ 高月港東側境界	3,545	富山県知事	S 33. 5.31第 393号
滑川漁港海岸	滑川市荒俣又尻付割 376の2～三穂町1160	3.124	富山県知事	S 35. 8.30第 625号 H 14. 3.25第150号最終改正
高月漁港海岸	滑川市高月町668～ 高月地先	0.279	滑川市長	S 35. 8.30第 625号

資料：富山県水産漁港課

河 川 課

港 湾 課

10-13 雪崩危険箇所

(1) 雪崩危険箇所総括表

市町村名	雪崩危険箇所	保 全 対 象 人 家 戸 数					
		5戸未満	5戸～9戸	10戸～19戸	20戸～29戸	30戸～49戸	50戸以上
6 滑川市	8	1	3	2	1	1	

(2) 雪崩危険箇所（富山県関係）

番号	箇所名	位置 字	地形			現況	人家 戸数 (戸)	公共的建物		公共施設		図No.	備考
			平均傾斜 度 (度)	斜面の 標高差 (m)	長さ (m)			種類	数	種類	数		
95	大浦(1)	大浦	40	35	120	水衝、洗掘	6			市道	170	4-1	
96	大浦(2)	〃	40	60	230	水衝、洗掘	4	配水地 変電所	1 1	県道	230	〃	
97	大浦(3)	〃	35	50	350	水衝、洗掘	11	神社 公民館	1 1	県道	250	〃	
98	蓑輪	蓑輪	35	200	500	水衝、洗掘	16	公民館 神社 発電所	1 1 1	市道 県道	500 550	〃	
99	東福寺	東福寺	35	85	250	水衝、洗掘	7	公民館	1	市道	250	〃	
100	五反田	五反田	35	40	300	水衝、洗掘	8			市道	100	〃	
101	本江	本江	35	35	850	水衝、洗掘	46	保育所 公民館	1 1	市道 県道	250 850	〃	
102	小森	小森	35	80	400	水衝、洗掘	26	神社 公民館	1 1	市道 県道	180 160	〃	

資料：富山県砂防課

10-14 道路通行規制基準

高速道路

区 分	点 検 ・ 交 通 規 制					通 行 止 め						
	地 震 (計測震度)		降雨量 連続雨量 ※1(mm)	強風	その他	地震 (計測震度)	降雨量(mm)			強風	その他	津波
							連続雨量 ※1(mm)	組合せ雨量※2 連続雨量 (mm)	連続雨量 (mm)			
富山～滑川	3.5以上 4.0未満	4.0以上 4.5未満	110	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合	4.5以上	200	150	40	平均風速(※ 3)20m/s程度 以上で、交通 事故発生の 危険性が認 められる場合 又は道路及 びその他付 属施設に損 壊の危険が	過去における 災害の発生状 況、その他を 勘案して、通 行止めが必要 と認められる 場合	-
滑川～黒部	巡回点検	50km/h規制 巡回点検	70	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合	過去における 災害の発生状 況その他を勘 案して通行規 制が必要と認 められる場合		170	110	40			

※1 連続降雨量とは、雨の降り始めから降り終わるまでの累計降雨量を言い、降り終わりとは無降雨（2mm/時間以下）が6時間以上継続した場合をいう。

※2 組合せ雨量とは連続雨量とその時点における時間雨量の組み合わせをいい、例えば、組合せ雨量（連続 150・時間 40）とは、連続雨量が150mmを超えた時点で時間雨量（その1時間前の雨量）の値が40mmを超えている場合が最も早く出現するケースである。

※3 平均風速とは10分間の風速の平均値をいう。

資料：中日本高速道路株式会社

主要地方道

図面 対象 番号	路線名	担当 事務 所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準			危険内容	迂回路	道路 情報 板	道路 モニ ター	前年度 通行止実		指定 年度
			自 至	都市 都市		町村字 町村字	延長 (km)	規制基準値(mm)					気象等 観測所		
								通行注意 時間雨量						通行止 時間雨量	
10	富山魚津線	新川	滑川市高月 滑川市加島	0.3	900	なし	波高4.0m	新川土 木セン	高波・溢水	辻滑川線		1			47
26	宇奈月大沢野線	新川	滑川市蓑輪	2.9	800	30 80	40 120	新川土 木セン	落石 土砂崩落	なし	C1	1			45

資料：国土交通省富山河川国道事務所

10-15 危険物規制対象施設数一覧表

市町村名	合 計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所						事業所数
			小 計	屋内 貯蔵 所	屋外タ ンク貯 蔵所	屋内タ ンク貯 蔵所	地下タ ンク貯 蔵所	簡易タ ンク貯 蔵所	移動タ ンク貯 蔵所	屋外 貯蔵 所	小計	給油 取扱 所	第1種 販売 取扱 所	第2種 販売 取扱 所	移送 取扱 所	一般 取扱 所	
滑川市	262	2	182	30	66	4	47	1	33	1	78	25		1		52	10

10-16 簡易ガス施設

事業所	供 給 先			対象戸数
	所蔵量	名 称	所 在 地	
日本海ガス(株)	2.0t	宮窪団地	滑川市宮窪	79
	1.5t	高塚団地	滑川市高塚	76
	3.0t	(雇)滑川上小泉宿舎	滑川市上小泉高堂2051	120
	2.0t	(雇)吾妻宿舎	滑川市吾妻町426-1	81
	1.5t	滑川有金光風苑団地	滑川市有金	73
サカキ産業(株) (富山市桜橋通り5番6号)	1.8t	(雇)滑川宿舎	滑川市北野205-3	82
	2.8t	上梅沢団地	滑川市上梅沢	120
	1.9t	上小泉あやめ台団地	滑川市上小泉	82

資料：中部経済産業局

電力・ガス事業北陸支局

10-17 高圧ガス製造、貯蔵、販売所

	一般ガス			LPガス			冷凍		特定高圧ガス消費		合計
	製造	所蔵	販売	製造	所蔵	販売	製造	販売	一般	LP	
滑川市	5	4	1	3	2	15	1	4	4	4	43

11 防災会議等に関する資料

11-1 滑川市防災会議条例

昭和38年10月5日 滑川市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、滑川市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 滑川市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市教育長
 - (6) 市消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、防災に関する公共的団体に属する者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、富山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(細則)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第6号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

11－2 滑川市防災会議委員

区 分	職 名	住 所
会 長	滑川市長	滑川市寺家町 1 0 4
第 1 号 指定地方行政 機関	北陸農政局富山農政事務所地域第二課長	魚津市本江 2236-4
	北陸地方整備局富山河川国道事務所長	富山市奥田新町 2-1
	第九管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町 11-15
第 2 号 県	富山県中部厚生センター所長	上市町横法音寺 40
	富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県新川土木センター所長	魚津市新宿 10 の 7
	富山県富山土木センター 立山土木事務所 所長	立山町前沢 2359-5
第 3 号 警察	滑川警察署長	滑川市加島町 8
第 4 号 市長部局	滑川市副市長	滑川市寺家町 1 0 4
	滑川市総務部長	〃
	滑川市産業民生部長	〃
	滑川市建設部長	〃
第 5 号 市教育長	滑川市教育長	〃
第 6 号 市消防長及び消 防団長	滑川市消防長	滑川市上小泉 2 4
	滑川市消防団長	滑川市上小泉 2 4
第 7 号 指定公共機関	郵便事業株式会社滑川支店長	滑川市清水町 3-30
	中日本高速道路(株)金沢支社富山保全・サー ビスセンター所長	富山市黒埼 439
	西日本電信電話(株)富山支店長	富山市東田地方町 1-1-30
	北陸電力(株)魚津支社長	魚津市新金屋 1-12-12
	日本通運(株)魚津支店長	魚津市釈迦堂 1-6-12
	西日本旅客鉄道(株)滑川駅長	滑川市辰野 548-1
	富山地方鉄道(株)富山自動車営業所長	富山市双代町 2-20
第 8 号 防災に関する 公共的団体	早月川沿岸土地改良区理事長	滑川市野町 1684-1
	滑川市医師会長	滑川市田中新町 130-5
	富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院長	滑川市常盤町 119
	滑川市自治会連合会副会長	
	滑川市社会福祉協議会長	
	滑川市民生委員児童委員協議会長	
	滑川中新川地区広域情報事務局長	

(会長・委員 計 30 名)

12-1 災害救助法の概要及び基準

1 災害救助法の概要「災害救助法」（昭和22律第118号年10月18日法）

(1) 目的（災害救助法第1条）

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

(2) 実施体制（災害救助法第30条）

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法廷受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

(3) 適用基準（災害救助法施行令第1条）

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等に行なう。

(4) 救助の種類、程度、方法及び期間（災害救助法第23条）

ア 救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処置 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

イ 救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行う。

(5) 強制権の発動（災害救助法24－26条）

災害に際し、迅速救助の実施を図るため、必要な物資の収用、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

(6) 経費の支弁及び国庫負担（災害救助法第33条・36条）

ア 都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

イ 国庫負担：アにより費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収見込額の割合に応じ、次により負担

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| A 普通税収見込額の 2 / 100 以下の部分 | 50 / 100 |
| B 普通税収見込額の 2 / 100 を超え 4 / 100 以下の部分 | 80 / 100 |
| C 普通税収見込額の 4 / 100 を超える部分 | 90 / 100 |

(7) 災害救助基金

ア 積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収額決算額の平均年額の 5 / 1000 相当額（最

小額500万円を積み立てる義務が課せられている。

イ 運用（災害救助法第41条）

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

2 災害救助法適用基準（同法施行令）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号、令別表第1）。

市長村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

イ 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す数以上であること。（令第1条第1項第2号、令別表第2、第3）。

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
	1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

② 市長村の人口		住家減失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

ウ 当該市長村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段、令別表第4）

① 都道府県の人口		住家減失世帯数
1,000,000人未満		5,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

- ※ 1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって減失した一の世帯とする。
- ※ 2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって減失した一の世帯とする。

- エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること（令第1条第1項第3号後段）

〔厚生労働省令で定める特別の事情とは〕

- ① 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第1条）

〔①については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法等を必要とする場合
- ・ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊の技術を必要とする場合

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生省令で定める基準に該当するとき（令第1条第1項第4号）

〔厚生労働省令で定める基準とは〕

- ① 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること（基準省令第2条第1号）
- ② 災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること（基準省令第2条第2号）

〔①については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
- ・ 紫雲丸事件等船舶の沈没あるは交通事故により多数の者が死傷した場合

〔②については次のような場合〕（昭和40年5月11日社施第99号 厚生省社会局長通知）

- ・ 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
- ・ 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合

3 平成22年度災害救助基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は、受けるおそれのある者を収容する	（基本額） 避難所設置費 1人 1日当たり300円以内 （加算額） 冬期 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の配置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝礼、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設トイレ等の設置費を含む。 2 避難者あたりの輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住居を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均 29.7 ㎡（9坪）を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,367,000 円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる）				災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり 29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸し住宅の借上げによる設置も対象となる		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010 円以内				災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 （1食は、1/3日）		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。	当該地域における通常の実費				発生の災害日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上		
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月） 冬期（10月から3月）の季節別災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内				災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給与に限る		
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊	夏	17,300	22,30	32,80	39,30	49800	7,300
			冬	28,600	37,00	51,60	60,50	75,90	10,400
		半壊	夏	5,600	7,600	11,40	13,80	17,50	2,400
			冬	9,100	12,00	16,90	20,00	25,40	3,300
医療	医療の途を失った者 （応急的処置）	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具は損等の実費 2 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助産	発生の日以前災害又は以後7日以内に分娩した者であつて災害のため助産の途を失つた者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼し、自らの資力により応急修理をすることができない者）	居室、炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資に達する額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1 体あたり 大人（12歳以上）201,000円以内 小人（12歳未満）160,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体あたり3,300円以内（一時保管） ・ 既存建物借上費 通常の実費 ・ 既存建物以外 1体あたり5,000円以内 （検案） ・ 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 137,500円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の埋葬 6 死体の処理 7 救済用の物資の整理配分	当該地域における通常の実施	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するもの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当て及び旅費は、別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 激甚災害指定基準

本激：全国的に大きな災害をもたらした災害を指定

本激A：全国的に大規模な災害が生じた場合

本激B：Aの災害ほど大規模でなくとも特定の都道府県の区域に大きな被害がもたらされた場合

* 局激：局地的な災害によって大きな災害復旧が必要になった市町村を指定

1 激甚災害外指定基準（本激）早見表

（平成12年10月31日改正 平成12年9月8日以降発生した災害について適用）

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入額×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入額×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入額×25% の県が1以上 又は (2) 県内市長村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入額×5% の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円以上の県が1以上ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万以下の場合を除く。
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業災害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者数＞当該都道府県の農業者数×0.5% の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な要因による災害であって、その被害の態様からこの基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の都度被害の実情に応じて個別に考慮する。

激甚災害法適用条項	適 用 措 置	指 定 基 準
第11条の2	森林災害普及事業 に対する補助	A 林業被害見込額＞全生産林業所得定額×5% B 林業被害見込額＞全生産林業所得定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府県の 生産林業所得推定額×60% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林 業所得推定額×1% の県が1以上ただし、ABと も、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産 林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険 法による災害関係 保証の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定 額×0.2% B 林業被害見込額＞全生産林業所得定額× 0.06% かつ
第13条	小規模企業者等設 備導入資金助成法 による貸付金の償 還期間等の特例	(1) 一の都道府県の林業被害見込額＞当該都道府 県の生産林業所得推定額×60% の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業 所得推定額×1% の県が1以上
第15条	中小企業者に対す る資金の融通に関 する特例	ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合におけ る中小企業関係被害額の全国中小企業所得推定額 に対する割合については、被害の実情に応じ特例的 措置を講ずることがある。
第16条	公立社会教育施設 災害復旧事業等に 対する補助	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場 合
第17条	私立学校施設災害 復旧事業に対する 補助	ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微 であると認められる場合を除く。
第19条	市長村が施行する 感染症予防事業に 関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建 設等事業に対する 補助の特例	A 被害者全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被害地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市長村の区域内の域滅失戸数≥200戸又 は住宅戸数の1割以上 の市町村が1以上 又は (2) 被害地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市長村の区域内の域滅失戸数≥400戸又 は住宅戸数の2割以上 の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全 域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的 措置を講ずることがある
第24条	小災害債に係る元 利償還金の基準財 政需要額への算入	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適 用される場合

激甚災害法適用条項	適 用 措 置	指 定 基 準
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度決定する。
第 9 条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費に対する補助	
第14条	事業共同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資機材の補助の特例	
第23条	産業労働者住宅建設資金の融通の特例	
第25条	雇用保険補による求職者給付の支給に関する特例	

2 局地激甚災害指定基準（局激）早見表

（平成12年3月24日改正 平成12年1月1日以降発生した災害について適用）

激甚災害法適用条項	適用措置	指定基準
第2章 （第3条） （第4条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業等の査定額＞当該市長村の標準税収入額×50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。） ただし、この基準の該当する市長村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の地区別措置	当該市町村が農地等の災害復旧事業に要する経費＞当該市長村の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。）
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例	ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村の林業被害見込額＞当該市長村に係る生産林業所得推定額×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ (2) 大火による災害にあたっては、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあたっては、要復旧見込面積＞当該市長村の民有林面積（人口林に係るもの）×25% ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。
第12条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	中小企業関係被害額＞当該市長村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円のものを除く。）
第13条	小規模企業者等設備導入資金助成金の償還期間等の特例	ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第15条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合

12-3 指定文化財一覧

区 分	名 称	種 別	員数	所 在 地	所 有 者	指定年月日
国指定	滑川のネブタ流し	無形民俗文化財			中川原、常盤町1区・2区・3区	平成11年12月21日
県指定	本江遺跡	史跡		滑川市本江 589	滑川市	昭和47年2月26日
市指定	門松	天然記念物	1 本	滑川市高塚仲埜割 1033 の1	富山県	昭和49年4月18日
	ひいらぎの古木	天然記念物	1 本	市内	個人	昭和49年4月18日
	銀杏の古木	天然記念物	1 本	滑川市下大浦 2949	西光寺	昭和49年4月18日
	句碑（有磯塚）	史跡	1 基	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和49年4月18日
	千鳥遺跡	史跡		滑川市堀の内字坂高 500	滑川市	昭和49年4月18日
	東金屋たたら製鉄場跡	史跡		滑川市東金屋字角地 477 の3	滑川市	昭和49年4月18日
	東福寺焼窯跡	史跡		滑川市福寺字坪野 1080	滑川市	昭和49年4月18日
	一里塚	史跡	1 基	滑川市坪川 203	徳城寺	昭和50年4月15日
	柔遠自筆文書	書跡	35 冊	滑川市高柳 125	明楽寺	昭和50年4月15日
	種ふくろ（吉田芳塙）	歴史資料	7 冊	滑川市寺家町 171	吉田賢一	昭和51年5月20日
	河崎家文書	歴史資料	297 点	滑川市浜町 1898	河崎慶一	昭和51年5月20日
	加積雪嶋神社「みこし」	工芸品	1 台	滑川市加島町 2050	加積雪嶋神社氏子会	昭和51年5月20日
	神農坐像	彫刻	1 軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和54年2月22日
	上杉景勝の「制札」	歴史資料	1	滑川市神明町 1177	櫛原神社	昭和54年2月22日
	銅製経筒	考古資料	1 点	滑川市大島新 1946	石坂 十	昭和54年2月22日
	立山杉の古木	天然記念物	1 本	滑川市中野 317	中野町内会	昭和54年2月22日
	ギンモクセイ	天然記念物	1 本	滑川市野尻 68	岩城和夫	昭和54年2月22日
	釈迦如来坐像	彫刻	1 軀	滑川市上梅沢 340	光明寺	昭和57年3月17日
	梵鐘	工芸品	1 口	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	桐沢家文書	歴史資料	130 点	市内	桐沢奨二	昭和57年3月17日
	売薬民俗資料	有形民俗資料	661 点	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和57年3月17日
	養照寺本陣（上段の間）	建造物	1 棟	滑川市領家町 540	養照寺	昭和57年3月17日
	左大臣・右大臣、狛犬（対）	彫刻	4 体	滑川市上小泉大門 1362	加積神社	昭和57年3月17日
	釈迦三尊（三幅図）	絵画	3 幅対	滑川市四間町 598	徳城寺	昭和57年3月17日
	帝釈天	彫刻	1 軀	滑川市開 676	滑川市立博物館	昭和60年8月27日
	常夜燈	史跡	1 基	滑川市神明町 1176	櫛原神社	平成13年3月27日
	立山・大岩道しるべ	史跡	3 基	滑川市加島町 2374-25、加島町 2050	滑川市	平成13年3月27日
国登録文化財	城戸家住宅主屋	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1862	城戸拓一	平成12年12月4日
	廣野家住宅主屋	建造物	1 棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
	廣野医院	建造物	1 棟	滑川市寺家町 254	廣野行雄	平成12年12月4日
	小沢家住宅店蔵	建造物	1 棟	滑川市荒町 1618	小沢政商	平成12年12月4日
	旧宮崎酒造店舗兼主屋	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造酒蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造麴蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日
	旧宮崎酒造衣装蔵	建造物	1 棟	滑川市瀬羽町 1860-1 他	金山彰夫	平成22年4月28日